山武市第4次障がい者計画

・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

令和6年3月 山武市

はじめに



近年の少子高齢化や一人暮らしの世帯の増加、障がいのある人 同士の介護の問題、防災意識の高まりなど、障がいのある人やそ のご家族を取り巻く環境は多様化・複雑化しているなか、コロナ禍 を経験したことによる価値観や生活様式の変化、それとともに急 速に進んだ情報化社会に対応した見守りや相談など、個々の状況

に応じた支援が不可欠となっております。

このような状況の下、第4次障がい者計画(令和6年度~令和14年度)、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画(令和6年度~令和8年度)を一体的に策定いたしました。

本計画に基づき、前計画からの基本理念「障がいの特性・環境に応じて、地域で安心して自立し、社会参加できる」を継承し、第3次山武市総合計画に掲げる「だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり」を目指し、障がいのある人を支える施策や機能強化の充実に努めてまいります。

計画の実現には、市民の皆様をはじめ医療・保健・教育・福祉等の関係機関、社会福祉協議会等の地域団体とが連携して取り組むことが重要となりますので、より一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの市民の皆様をはじめ、障害者計画等策定委員及び関係機関並びに関係団体の皆様に心から御礼を申し上げます。

令和6年3月

山武市長 松下 浩明

目次

第1章 計画の概要と目指す方向
1. 計画の策定趣旨
2. 計画の基本条件
3. この計画が目指す方向
第2章 山武市第4次障がい者計画1
基本目標1.ライフステージに応じた自立を支援するサービスの充実 1
基本目標2.安心して住み慣れた地域で暮らすための支えの基盤づくり 1
基本目標3.地域で活躍しつながりを持つための仕組みづくり3
第3章 山武市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 3
1.障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定にあたって
2. 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの成果目標の設定4
3. 障害福祉サービス等の見込みと確保策4
4. 地域生活支援事業の推進6
5. 計画の推進7
資料編 7
1. 総人口・人口構成7
2. 障害者手帳所持者等の状況7
3. 用語解説
4. 福祉関連施設9
5. 山武市障害者計画等策定委員会設置要綱9
6. 山武市障害者計画等策定委員会委員名簿9
7. 策定経過9

第1章 計画の概要と目指す方向

1. 計画の策定趣旨

本市は、平成30年3月に「山武市第3次障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」、令和3年3月に「山武市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、これらの計画に基づき、様々な障がい者施策の推進と障害福祉サービス及び障害児福祉サービスの充実に努めてきました。

この間も、障がい者施策を取り巻く社会の状況は日々変化しており、少子高齢化や世帯の細分化がますます進行しているほか、ICT端末(スマートフォン、タブレット等)の普及をはじめ情報化が加速度的に進展しています。また、令和2年初頭から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、感染症対策の徹底や「新しい生活様式」への対応など、人々の生活や障がい者施策の実施に大きな影響を及ぼしており、様々な社会の変化に適切に対応した施策が求められている状況です。

さらに、国では障がい者に関わる法制度の改正が行われており、令和5年3月には「障害者基本計画(第5次)」が公表されたほか、県では令和3年3月に「第七次千葉県障害者計画」が策定されています。

本市は、障がい者の権利を守り、住み慣れた地域で安心安全に暮らし続けることができるよう、社会の変化や国及び県の動向とともに、計画対象者のニーズを踏まえつつ、「山武市第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定し、総合的な障がい者施策のより一層の推進とニーズに応じた障害福祉サービス及び障害児福祉サービスの展開を図ります。

【近年の主な法改正等】

● 平成30年 改正障害者総合支援法の施行 障害者文化芸術推進法の施行

バリアフリー法の施行(一部は平成31年施行)

改正社会福祉法の施行

- 令和元年 読書バリアフリー法の施行 欠格条項削除一括法の施行
- 令和2年 改正障害者雇用促進法の施行
- 令和3年 医療的ケア児支援法の施行 障害者差別解消法の改正 改正社会福祉法の施行
- 令和4年 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行
- 令和5年 障害者基本計画(第5次)の公表

【法改正等の概要】

法律		概要
平成	改正障害者総合支援法の施行	● 地域生活を支援するサービス(自立生活援助)、就労定着に向けた支援を行うサービス
30年	רושמעל	(就労定着支援)の創設 ● 重度訪問介護の訪問先の拡大・高齢障がい者の
		↑護保険サービスの円滑な利用促進
	障害者文化芸術推進法 の施行	文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備とそのための支援の促進
	バリアフリー法の施行 (一部は31年施行)	● 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進、心のバリアフリーの推進
	改正社会福祉法の施行	● 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供 される体制(包括的な支援体制)を整備
31年	読書バリアフリー法の 施行	● 視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和 元年	欠格条項削除一括法の 施行	● 成年後見制度を利用した人が、公務員や法人役員 といった資格や地位を失う各種法律の「欠格条 項」を原則として削除
2年	改正障害者雇用促進法 の施行	● 障がい者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援
		■ 国及び地方公共団体による障害者活躍推進計画の 作成
3年	医療的ケア児支援法の 施行	● 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で 支援するための地方公共団体の責務の明記や支援 センターの設置の促進等
	障害者差別解消法の改 正	● 障がい者への合理的配慮の提供を民間の事業者に も義務付け
	改正社会福祉法の施行	● 地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ 重層的に整備する事業(重層的支援体制整備事 業)の創設
4年	障害者情報アクセシビ リティ・コミュニケー ション施策推進法の施 行	● 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通 に係る施策の推進に向けた地方公共団体や事業 者・国民の責務等を明記
5年	障害者基本計画(第5 次)の公表	● 令和5年度から令和9年度までの5年間で、政府 が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画

2. 計画の基本条件

(1)計画の位置づけ

障がい者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく障がい者施策の総合的な計画 であり、障がい者の暮らしを取り巻く広範な施策分野を含みます。

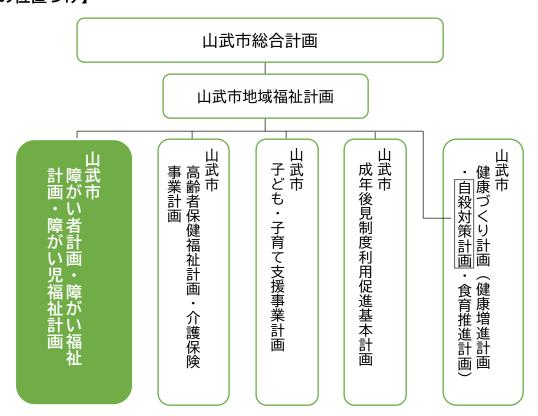
障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づき、地域生活と就労など自立支援を目指した、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る事項を示すものであり、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(基本指針)に即して策定します。

障がい児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づき障がい児に関するサービス利用の見込み等を参考に、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かに対応するための支援や、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備に関する各種数値を取りまとめるものであり、障がい福祉計画と同様に、国の基本指針に即して策定します。

計画の策定にあたっては、山武市総合計画における位置づけを基本に、地域福祉計画をはじめ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や子ども・子育て支援事業計画、健康づくり計画、成年後見制度利用促進基本計画などの関連計画と連携・調整を図りながら策定します。

また、国の障害者基本計画をはじめ県計画等との整合性を保ちながら策定し、推進 します。

【計画の位置づけ】



(2)計画の対象

本計画において、計画対象である障がい者とは、障害者基本法第2条に示される「身体障害、知的障害または精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

この考え方を基本とし、難病に起因する身体上や精神上の障がい、自閉症、高次脳 機能障がいやてんかん等で長期にわたり生活上の支障がある人などにも配慮します。

(3)計画期間

障がい者計画は中期的な施策展開の方向性を示すものであり、第4次計画は令和6年度から令和14年度までの9年間を計画期間とします。

一方、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は、施策の目標値やサービスの見込み量を設定する計画であることから、令和8年度末までの目標値を設定した上で、令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間として具体的な見込み量等を設定します。

【計画期間】

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度
障がい者計画					第4次	-			
障がい福祉計画		第7期		第	8期(予定	包)	第	9期(予足	包)
障がい児福祉計画		第3期		第	4期(予定	主)	第	5期(予定	星)

(4)計画の策定と推進

本計画は、障害者手帳所持者へのアンケート調査をはじめ、障がい者関係団体、障害福祉サービス事業所・相談支援事業所、関係機関等で山武市障害者計画等策定委員会を組織し、協議を重ねて策定しました。

本計画の推進にあたっては、障がい者施策の点検や協議の場を確保するとともに、 国の基本指針等で求められている PDCA の計画管理を実施し、着実な推進を図ります。

3. この計画が目指す方向

(1)基本理念

本計画の基本理念は、山武市総合計画の障がい者施策の方向を踏まえ、「障がいの特性・環境に応じて、地域で安心して自立し、社会参加できる」を引き継ぎます。

誰もが住み慣れた地域で、安心安全に暮らし続けることができるよう、障がい者の 権利を守り、差別を解消することが重要です。

障がい者一人ひとりの発達を支え、社会参加と自立を支援するための施策及び事業 を総合的に推進します。

◇基本理念

障がいの特性・環境に応じて、 地域で安心して自立し、社会参加できる

◇計画の方向性

- ●行政・市民・団体等が共に地域で支え合う共生社会の推進
- ●一人ひとりの人生設計を大切にした育ちや学び、発達の支援
- ●障がいのある人の権利を守り安心安全でやさしいまちの実現



(2)基本目標

基本目標1.ライフステージに応じた自立を支援するサービスの充実

~ 一人ひとりが健康で自立した生活を送るために必要なサービスを提供する ~

障がいの特性や能力、またライフステージに応じて、自立を支援するサービスの充 実を図ります。また、障がいの予防と早期発見、心身の健康づくりのために必要な支 援を推進します。

施策の方向 ◆ 障がい者へのサービス支援の推進

- ◆ 障がい児へのサービス支援の推進
- ◆ 健康支援の推進

基本目標2.安心して住み慣れた地域で暮らすための支えの基盤づくり

~ 一人ひとりの権利を守り地域で安心して暮らし続けられる生活基盤を提供する ~

安心して住み慣れた自宅や地域で暮らせるよう、障がい者やその家族の生活課題に 包括的に対応する相談支援と権利擁護の充実を図ります。また、バリアフリー化や安 心安全なまちづくりに向けた環境整備を進めていきます。

施策の方向 ◆ 暮らしを支える取組みの充実

- ◆ 快適な居住環境づくりの推進
- ◆ 安心安全を支える基盤づくり

基本目標3.地域で活躍しつながりを持つための仕組みづくり

~ 合理的な配慮のもと生涯にわたる学びや働きの場を確保する ~

障がい者が地域でいきいきと活躍できるよう、一人ひとりの個性と可能性を伸ばす 教育の充実や雇用・就労の支援とともに、様々な場面において必要な合理的配慮の実 施に努め、交流と社会参加を促進します。

施策の方向 ◆ 教育の充実

- ◆ 雇用・就労の支援
- ◆ 交流と社会参加の促進

(3) 施策展開のための視点

①生涯を通じて支援する視点

障がい者への適切な支援にあたっては、各ライフステージにおいて、子ども・子育て支援、障がい者福祉、高齢者福祉・介護などの分野を横断する総合的な施策の実施と、迅速・的確なサービス提供が求められます。

②障がい者の人権の尊重

本人の希望や意思決定を尊重しつつ、様々な権利を守る仕組みが必要です。また虐待防止や心の健康づくりに向けた取組みが求められます。

③地域生活を継続するための施策の展開

施設入所者等の地域生活への移行・定着が大きな目標であり、地域移行と暮らしの 継続を支援する視点で、障害福祉サービスをはじめ様々な支援策を推進します。

④ 当事者・地域・行政の協働

障がい者を取り巻く生活課題が複雑化・複合化するなか、公的サービスだけでは、 自立と社会参加を支えていくことはできません。

当事者を含め多様な主体が支援に関わる地域共生社会の実現に向けて、障がい者を 支えるネットワークを公民一体で推進し、協働で取り組んでいくことが重要です。



(4) 施策の体系

基本理念

計画の方向性

基本目標

基本目標1.

ライフステージに応じた自立 を支援するサービスの充実

一人ひとりが健康で自立した生活を送るた めに必要なサービスを提供する

行政・市民・団体等 が共に地域で支え合 う共生社会の推進

一人ひとりの人生設 計を大切にした育ち や学び、発達の支援

基本目標2.

安心して住み慣れた地域で暮 らすための支えの基盤づくり

一人ひとりの権利を守り地域で安心して暮 らし続けられる生活基盤を提供する

障がいのある人の権 利を守り安心安全で やさしいまちの実現

基本目標3.

地域で活躍しつながりを持つ ための仕組みづくり

合理的な配慮のもと生涯にわたる学びや働 きの場を確保する

障 が l1 の 特性 ・環境に応じて、 地域で安心して自立し、社会参加できる













(1) 障がい者へのサービス支援の推進

- ①自立支援給付サービスと地域生活支援事業の実施
- ②障がい者を支える各種サービスの実施
- ③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(2) 障がい児へのサービス支援の推進

- ①障害児通所支援サービス等の充実
- ②育ちを継続的に支援する取組みの充実と療育支援の体制づくり

(3)健康支援の推進

- ①障がいの予防と早期発見
- ②心身の健康づくりの推進

(1)暮らしを支える取組みの充実

- ①相談支援・情報提供の充実
- ②権利擁護の推進と虐待の防止
- ③差別解消のための取組みの推進とネットワークの強化

(2)快適な居住環境づくりの推進

- ①人にやさしいまちづくりの推進
- ②快適な居住環境の向上
- ③外出・移動の支援
- ④情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の充実

(3)安心安全を支える基盤づくり

- ①障がい者に配慮した防災対策の推進
- ②安全活動の推進
- ③災害時の医療的ケア児への支援

(1)教育の充実

①一人ひとりの可能性を伸ばす教育の推進

(2)雇用・就労の支援

- ①障がい者雇用の促進
- ②就労につなげる取組み

(3)交流と社会参加の促進

- ①障がいについての啓発と交流活動の促進
- ②相互に支え合う活動の促進
- ③社会活動への参加支援

第2章 山武市第4次障がい者計画

基本目標1. ライフステージに応じた自立を支援するサービスの充実

(1) 障がい者へのサービス支援の推進

【課題の整理】

◆知的障がい者や精神障がい者のサービス利用が増加している

障害福祉サービスの利用者数は、令和5年度現在 533 人で年々増加しており、障がいの種別では、知的障がい者や精神障がい者の利用が増加しています。

利用者数の増加に伴い、障がいの種類や置かれている環境が多様化しており、各障がい種別への対応や重度障がいへの対応とともに、ヘルパーなどサービスの担い手の育成・確保が求められます。

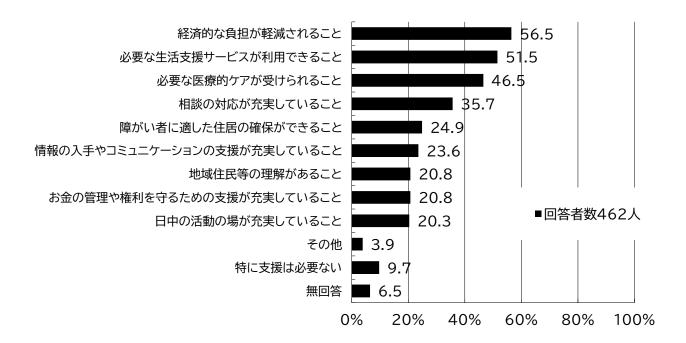
◆必要な生活支援サービスと医療的ケアなどが求められている

アンケート調査結果によると、あればよいと思う支援として経済的な負担軽減に次いで、「必要な生活支援サービスが利用できること」と「必要な医療的ケアが受けられること」が上位にあがっています。

また、障害福祉サービスは、相談支援や居宅介護(ホームヘルプサービス)などの 利用希望が比較的多くなっており、ニーズに応じたサービスの提供基盤を確保してい く必要があります。

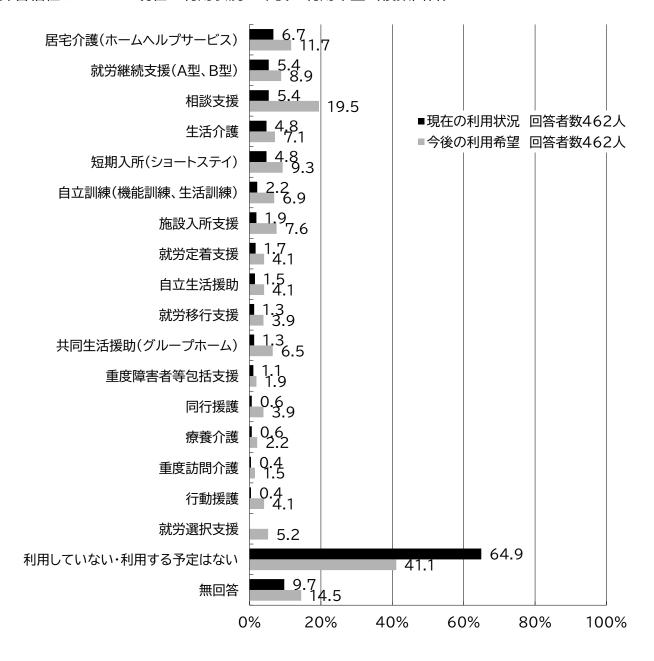
〈アンケート調査結果〉

自宅や地域で自立した生活を送るために、あればよいと思う支援(複数回答)



〈アンケート調査結果〉

障害福祉サービスの現在の利用状況・今後の利用希望(複数回答)



【取組み】

①自立支援給付サービスと地域生活支援事業の実施

介護給付と訓練等給付として実施される自立支援給付サービスは、サービス利用者数の増加と障がい種別の多様化に対応しつつ、自宅や地域での生活の継続や施設・病院からの地域移行・地域定着を支援するサービスの充実に努めます。

また、強度行動障がいなどの重度障がいと医療的ケアに対応した提供基盤の確保に努めます。

さらに、相談支援事業所や令和4年4月に圏域で設置した基幹相談支援センターと 連携し、相談支援の充実を図ります。

※詳細は第3章の第7期障がい福祉計画部分を参照のこと

②障がい者を支える各種サービスの実施

本市では、グループホームに対する運営費等の補助のほか、利用者を対象とする家賃の一部補助を実施し、居住の確保を支援してきました。今後もこれらの支援を継続するとともに、グループホームにおける支援の質の確保のほか、グループホーム利用者のうち、ひとり暮らしを希望する人については、居宅生活への移行や生活の定着への支援に努めます。

また、障がい者の高齢化を踏まえつつ、今後も高齢者福祉課等との連携を図り、円滑なサービス提供に努めるほか、障がい等で支援が必要な児童とその保護者の子育てを支えるために、子ども教育課等との連携を図り対応していきます。

さらに、難病患者も障害福祉サービスの対象であることなど、サービス利用に関する周知を図るとともに、障がい者が受給可能な障害者年金や各種手当、医療公費負担制度等の周知を図っていきます。

社会福祉協議会で実施している生活福祉資金の貸付等の事業についても、生活・就 労相談室や民生委員・児童委員の活動などを通して周知を図り、適切な利用を促進し ます。

③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障害福祉分野に医療、介護、住まい、社会参加、地域の支え合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

今後も、「山武圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議」などを 通じて、地域の課題を共有化した上で、包括的な支援を実施します。

【推進事業等】

事業名(担当課)	今後の取組み等
福祉作業所管理運営事業(社会福祉課)	令和9年3月末までの指定管理の協定を社会福祉協議会と 締結し、安定運営が可能となりました。就労継続支援B型 及び自立訓練(生活訓練)を行います。 市内3か所にある施設は山武市公共施設個別施設計画に基 づき、複合化(移転)を進めていきます。
簡易マザーズホーム管理運営事業 (社会福祉課)	令和9年3月末までの指定管理の協定を社会福祉協議会と 締結し、安定運営が可能となりました。児童発達支援、放 課後等デイサービスを行います。 施設の老朽化がみられることから、山武市公共施設個別施 設計画に基づき、適宜、建替えや複合化(移転)を進めて いきます。
知的障害者生活ホーム運営事業(社会福祉課)	地域生活支援事業で生活ホームに補助金を交付します。

事業名(担当課)	今後の取組み等
自立支援医療給付事業 (社会福祉課)	医療費補助を受けることで、障がい軽減のための医療を受けられるよう、適切な実施を図ります。
障害者自立支援事業 (社会福祉課)	障がい者の増加とともに、サービス利用割合が増加するため、適切な対応に努めます。難病患者で支援が必要な人も対象となっており、適切な対応に努めます。
障害支援区分認定事業 (社会福祉課)	サービス利用に必要な障害支援区分が、適切に認定できるよう、医療機関(意見書の取り寄せ)や事業所(調査委託)と協力して取り組みます。
地域活動支援センター事業: 地域生活支援事業 (社会福祉課)	障がい者・障がい児(利用者)が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、利用者を通わせて創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を図るとともに、専門相談員が指導・助言を行い、相談者の不安等の軽減を図り、日常生活の改善を進めます。
相談支援機能強化事業: 地域生活支援事業 (社会福祉課)	障がいのある方が安心して生活できるよう山武圏域において基幹相談支援センターが開設され、相談支援の拠点として、総合的・専門的な支援を継続していきます。
地域生活支援事業(社会福祉課)	引きこもりがちな障がい者の外出支援やコミュニケーション支援、日常生活用具給付などをすることにより、より多くの障がい者が自ら進んで社会参加できる環境を整備していきます。



(2) 障がい児へのサービス支援の推進

【課題の整理】

◆療育支援体制の充実

18 歳未満の手帳所持者数とともに、障害福祉サービスを利用する児童が増加傾向であり、発達において支援や見守りが必要な児童が増加しています。

アンケート調査結果(18 歳未満対象)によると、就学前、就学後ともに、市の発達支援に対する満足度(満足、やや満足)は約5割となって、発達支援については「医療機関との連携」などの充実が求められています。今後も関係課及び関係機関が連携し、子ども一人ひとりの成長にあった継続的な支援を行い、満足度の向上を図る必要があります。

乳幼児健診等で把握された育ちの遅れや障がいなどで発育に心配がある子どもについては、今後も山武市簡易マザーズホームでの児童発達支援事業をはじめ、母子保健事業などで個別又はグループによる療育、相談の利用を促進する必要があります。

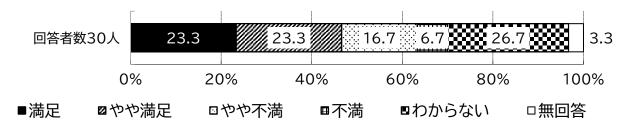
また、療育支援の体制(児童発達支援センターの設置等)を充実し、保育園・こども 園・幼稚園等における教育・保育・療育を支援することが求められます。

〈アンケート調査結果〉

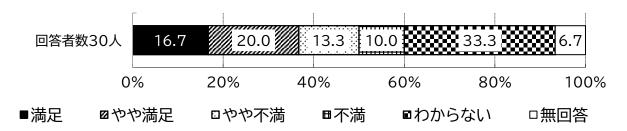
発達支援や教育の満足度 ①小学校就学前の専門的な指導や療育



発達支援や教育の満足度 ②小学校就学後の専門的な指導や療育

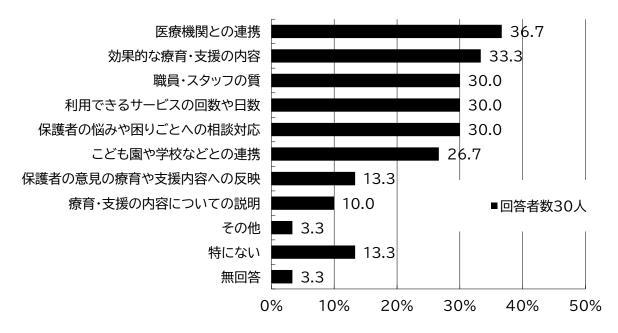


発達支援や教育の満足度 ③放課後や長期休業中の居場所



〈アンケート調査結果〉

発達支援について、さらに充実してほしいこと(複数回答)



【取組み】

①障害児通所支援サービス等の充実

障害児通所支援事業では、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援があります。

障害児相談支援を利用する際に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとのモニタリングを行う等の支援を行っていきます。また、障がい児だけでなくその家族に、 通所等により利用する療育の場として身近な地域での支援の充実を図ります。

18歳以上の障害児支援施設入所者については、障害者総合支援法で対応しています。 ※詳細は第3章の第3期障がい児福祉計画部分を参照のこと

②育ちを継続的に支援する取組みの充実と療育支援の体制づくり

本市では、発達において経過観察が必要な子どもについては、発達支援事業で支援しております。平成 20 年度から、市内のこども園等に特別支援学校教諭や臨床心理士・保健師が訪問する巡回のびのび発達相談を実施し、令和3年度からは言語聴覚士・保健師が訪問する巡回ことばの相談を実施しています。

今後も、乳幼児健康診査の結果により、発達において経過観察や支援が必要な子ど もについては、引き続き相談・支援に努め、必要に応じて療育につなげます。

また、子ども同士のふれあい、親同士のふれあいの場となる子育て支援センターは、 保健師・看護師・栄養士等と連携し、保護者が直接専門職に相談できる場を提供して おり、今後も障がいのある児童の受け入れ体制の充実に努めます。

さらに、市内のこども園では、保育補助員を配置し、より柔軟な保育支援の提供に

努めており、今後も障がい児や支援が必要な子どもを受け入れる体制の充実に努める ほか、障がいのある子どもが地域で育つという視点で、市内の小中学校、市外の特別 支援学校と連携した特別支援教育を推進します。

市内の学童クラブは、令和5年度から指定管理制度を導入しており、障がい児等支援を必要とする児童に対して、専門的な知見からの対応や、指導員の確保、研修等による指導員の資質向上に努め、より充実した支援体制づくりを図ります。

発達障がいについては、正しい知識と理解を深められるように、社会福祉課・健康支援課・子育て支援課・教育委員会、児童発達支援事業所、山武圏域自立支援協議会等が連携して、発達障がいに関する情報提供、学習の場を確保します。また、県の発達障害者支援センター(CAS)や山武保健所との連携を強化します。

障がいの早期発見・早期療育に至る診断など療育体制を確保するため、さんむ医療 センター等の医療機関・児童発達支援事業所等・保健師ほか多職種等と連携していき ます。

事業名(担当課)	今後の取組み等
発達支援事業(ことばの相談・のびのび 発達相談・巡回ことばの相談・巡回のび のび発達相談) (健康支援課)	言葉や発達に遅れが疑われる幼児に対し、必要な相談等を行い、発達支援に努めます。 年々相談者が増加しており、相談等を行う専門職の確保に努めます。
すくすく広場事業 (健康支援課)	子育て支援センターを会場に、子育て支援課と 連携して相談事業の充実に努めます。



(3)健康支援の推進

【課題の整理】

◆生活習慣の見直し、疾病予防について市民全体に啓発する。

障がいの有無に関わらず、自らの健康を自ら守ることを基本に、市民の年齢・状態 に応じた心身の健康支援が目標です。

乳幼児健診時、疾病の疑いのある乳幼児に精密検査受診票を発行するとともに、各種相談等を案内し、必要に応じて関係機関と連携し支援しており、今後も就学に向けて支援が切れないよう対応を強化していく必要があります。

また、山武市第2次健康づくり計画に基づき、市民ぐるみの健康づくり活動を継続 して推進していくことが重要です。

さらに、コロナ禍で変化した社会状況や市民の心身等の変化(外出自粛による筋力 の低下や閉じこもり等)を踏まえた取組みを推進する必要があります。

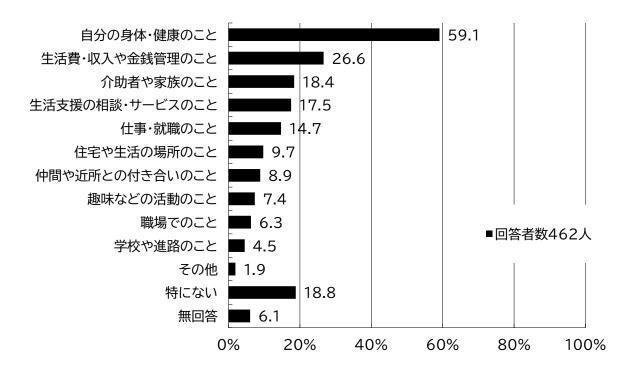
◆障がい者と家族等の健康管理の支援

アンケート調査結果によると、困っていることや不安に思っていることは「自分の 身体・健康のこと」が最上位です。

障がい者と家族の高齢化が進んでおり、障がい者の心身の健康支援とともに、家族の健康支援も重要となっています。

〈アンケート調査結果〉

ふだんの生活で困っていることや不安に思っていること(複数回答)



【取組み】

①障がいの予防と早期発見

障がいの予防や早期発見のために、乳幼児健診などを実施します。健診受診後のフォロー体制、指導を強化し、経過の見守りや支援が必要な方についてはその人にあった対応となるように、関係課で連携した対応に努めます。

②心身の健康づくりの推進

健康づくりの指針となる「山武市第2次健康づくり計画」に基づき、市民の健康づくり活動を推進しており、地域の参加・協力を得ながら取り組んでいきます。

また、心の健康は社会生活の様々な要素に大きく影響されやすく、社会が大きく変化するなか、心の健康が保ちにくくなっています。心と体の健康についての知識の普及を継続的に促進します。

【推進事業等】

事業名(担当課)	今後の取組み等
健康増進づくりの推進(健康支援課)	山武市第2次健康づくり計画(「第4次健康増進計画」「第2次自殺対策計画」「第3次食育推進計画」)を令和5年度から令和8年度までの計画期間で策定し、重点施策として「生活習慣病の発症予防と重症化予防」、「自殺対策」、「食育の推進」を、また重点施策を効果的に進めるために、具体的施策として「生活習慣の改善・確立」に6個の健康分野別の施策を掲げています。 さらに、個人では解決できない地域社会で取り組む「健康を守り支え合う環境づくり」を位置づけ、市民や関係団体と連携を図り推進していきます。
こころの健康づくり事業 (健康支援課)	「第2次自殺対策計画」を策定し、計画期間を令和5年度から令和8年度としています。 悩みや問題が複雑化するなか、一人で抱え込むことがないよう相談窓口の周知を図るとともに、相談体制の充実を図ります。また、各保健事業を通してうつ病症状を早期に発見し、予防につなげられるように努め、心の健康を保つための知識について普及・啓発を行います。 心の健康づくりを支援する体制づくりとして、山武市自殺対策連絡協議会を設置し、関係機関と連携しながら自殺対策を総合的に推進します。
乳幼児健康診査事業 (健康支援課)	乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康 診査、3歳児健康診査を実施し、各乳幼児健康診査の結果、疾 病の疑い等があると判断された乳幼児に対し、精密検査受診票 を交付し、乳幼児の病気の早期発見、早期治療につなげます。 また、発達において支援が必要な幼児は発達支援事業等へつな げます。未受診児の受診勧奨に努めることにより、受診率の向 上を図ります。

基本目標2.安心して住み慣れた地域で暮らすための支えの基盤づくり (1)暮らしを支える取組みの充実

【課題の整理】

◆相談支援と情報提供に対する満足度の向上

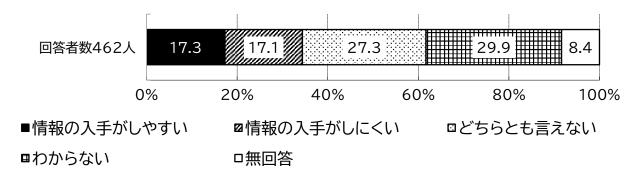
アンケート調査結果によると、市役所からの情報提供の満足度(情報の入手がしやすい)は約2割、市役所各庁舎窓口での相談対応の満足度(相談がしやすい)は約3割という状況です。

本市では、障がい者福祉のしおりを作成し、行事等での配布や窓口業務で用いて、 制度の周知を行っておりますが、今後も情報提供の改善に努めていく必要があります。

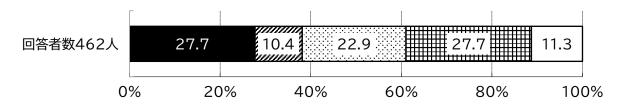
また、相談対応の満足度の向上のため、相談への包括的な対応とともに、相談支援 事業所や基幹相談支援センター、地域の相談員や民生委員・児童委員の活動とも連携 し、アウトリーチ(訪問型支援)に力を入れていく必要があります。

〈アンケート調査結果〉

情報提供や窓口での相談対応等の満足度 ①市役所からの情報提供



情報提供や窓口での相談対応等の満足度 ②市役所各庁舎窓口での相談対応



◆権利擁護制度・事業、窓口の周知と利用促進

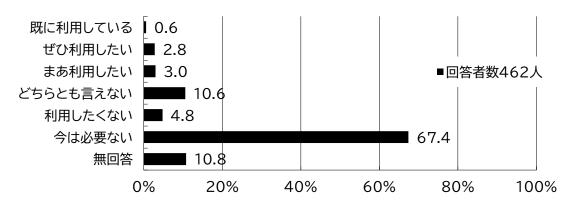
障がい者の権利を擁護する仕組みには、主に福祉サービスの利用や日常生活上の金 銭管理などを援助する日常生活自立支援事業と、後見人などが法律行為を代理する成 年後見制度があります。 日常生活自立支援事業は、社会福祉協議会が千葉県社会福祉協議会から業務を受託 し実施しており、成年後見制度は中核地域生活支援センター、社会福祉協議会、社会 福祉課、高齢者福祉課で相談対応しています。法人後見事業及び日常生活自立支援事 業の相談及び利用者数が増加しており、関係機関との連携による支援体制の確保が求 められます。

アンケート調査結果によると、成年後見制度は既に利用している人を含め、利用希望者が全体では 6.4%で、知的障がいや発達障がいでは同割合が 15%以上となっています。また、市の障害者虐待防止センターの認知度(知っている)は1割台となっており、権利擁護制度・事業、窓口の周知と利用促進が課題です。

障がいがあることで差別を受けたと感じたことがある(ある、少しある)という人は、全体では23.6%で、精神障がいでは同割合が43.1%、知的障がいや発達障がい、 高次脳機能障がいでも比較的高い割合となっています。

〈アンケート調査結果〉

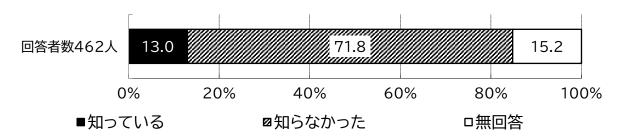
成年後見制度の利用意向



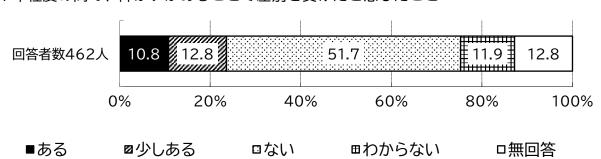
		回答者数	既に利用	ぜひ利用	まあ利用	どちらと	利用した	無回答
			している	したい	したい	も言えな	くない	
						い		
	全体	462	0.6%	2.8%	3.0%	10.6%	4.8%	78. 2%
障がいの種類	身体障がい	346	0.9%	2.3%	3.5%	7.8%	4.9%	80.6%
	知的障がい	75	2.7%	5.3%	8.0%	20.0%	1.3%	62.7%
	精神障がい	86	0.0%	4. 7%	7.0%	12.8%	9.3%	66.2%
	難病患者	38	0.0%	2.6%	5.3%	5 . 3%	5 . 3%	81.5%
	発達障がい	61	1.6%	6.6%	8.2%	16.4%	1.6%	65.6%
	高次脳機能障がい	21	0.0%	4.8%	9.5%	4.8%	4.8%	76.1%

〈アンケート調査結果〉

山武市役所の社会福祉課(障害者虐待防止センター)が、虐待の相談窓口であることについて



この1年程度の間で、障がいがあることで差別を受けたと感じたこと



		回答者数	ある	少しある	ない	わからな	無回答
						ر ا	
	全体	462	10.8%	12.8%	51.7%	11.9%	12.8%
障がいの種類	身体障がい	346	8.7%	11.0%	56.6%	10.4%	13.3%
	知的障がい	75	20.0%	17.3%	30.7%	24.0%	8.0%
	精神障がい	86	19.8%	23.3%	42.9%	7.0%	7.0%
	難病患者	38	10.5%	15.8%	57.9%	5 . 3%	10.5%
	発達障がい	61	18.0%	19.7%	37.7%	19.7%	4.9%
	高次脳機能障がい	21	14.3%	19.0%	42.9%	14.3%	9.5%



【取組み】

①相談支援・情報提供の充実

障害者相談員や民生委員・児童委員、身近な社会福祉協議会の相談窓口等との連携を深め、障がい者のみならず、それを支える家族(介護者)の悩みごとや心配ごと等を気軽に相談できる窓口となるように努めます。

また、専門性や個別性の高い相談等については、基幹相談支援センターと社会福祉課が連携して、障がい者と家族の悩みの解決に向けたケース会議の議題とするように努めます。山武圏域自立支援協議会で、相談機能の強化と適切な対応決定等ができる横断的な相談体制の確立を目指します。

毎月発行の「広報さんむ」には障がい者に関するお知らせを掲載しています。その他、障がい者福祉のしおり、各種リーフレットを窓口業務等に活用しています。市のホームページを含め、様々な媒体や機会を通じて情報提供の充実に努めます。さらに、

県が発行しているヘルプカードや点字資料・録音資料について 周知を図り、利用希望者の把握と利用促進に努めます。

②権利擁護の推進と虐待の防止

生活支援と一体となった権利擁護の推進を目標に、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の考え方を踏まえ、成年後見制度利用支援事業、社会福祉協議会で実施している法人後見事業・日常生活自立支援事業などの周知を図り、相談支援事業所、人権擁護委員、成年後見支援センターなど相談体制と連動した支援体制づくりに取り組みます。

虐待防止については、虐待防止に向けた連携を図りながら、きめ細かく対応します。 また、障害者虐待防止センターを周知するとともに、センターを核とした虐待の防止 と早期対応の体制の充実に努めます。

③差別解消のための取組みの推進とネットワークの強化

障害者差別解消法の改正に伴い、令和6年4月より民間事業者による合理的配慮の 提供が義務化されることを踏まえつつ、障がいを理由とする差別の解消に向けて、官 民が連携しつつ必要な合理的配慮の実施に努めます。

山武圏域障害者差別解消支援地域協議会を通じて、関係機関のネットワークを強化 し、地域をあげて差別解消に取り組んでいきます。

【推進事業等】

【推進事業等】 事業名(担当課)	
民生委員・児童委員活動支 援事業 (社会福祉課)	民生委員・児童委員協議会では、高齢者や障がい者など、 地域からの相談に対応を受けており、今後も連携のとれた 対応に努めます。
広報さんむ作成・発行事業 (秘書広報課)	視覚障がい者への対応として、社会福祉協議会、ボランティア等と連携し「声の広報」の充実を図り、その取組みを視覚障がい者やその家族等に周知します。 障がい者にも見やすい、ユニバーサルデザインの文字を取り入れました。今後も行政用語をできるだけ使わず、だれでも理解できる記事等の作成に努めます。
ホームページ運営事業(秘書広報課)	アクセシビリティ(高齢者・障がい者を含むだれもが、様々な製品やサービスなどを支障なく利用できること)に配慮し、色覚・視覚障がい者を支援するために、背景色の切替機能や音声読み上げ機能、文字の拡大機能に対応しています。 今後も継続して、情報が探しやすく利用しやすいホームページの作成に取り組みます。
人権相談・行政相談 (市民自治支援課)	人権相談や行政相談の場を確保しており、障がい者をはじ め市民への周知を図り、相談につながるよう努めます。
家庭児童相談事業 (子ども教育課)	障がいのある子ども・その家庭からの相談には保健師や障がい福祉係等と連携して対応しており、今後も継続して、 取り組んでいきます。
障害者虐待防止センター設 置事業 (社会福祉課)	障がい者の虐待防止と障がい者を擁護する者を支援するため、社会福祉課窓口で対応しています。
重度心身障害者医療費助成 事業 (社会福祉課)	重度障がい者の医療費負担の軽減を図るため、継続して実 施します。
心身障害者扶養年金事業 (社会福祉課)	障がい者の将来に対する保護者の不安を軽減し、障がい者 が安定して生活が送れるよう、継続して実施します。
在宅重度知的障害者及びね たきり身体障害者福祉手当 支給事業 (社会福祉課)	障がい者と介護者の負担を軽減し家庭生活の安定が図れるよう、継続して実施します。
特別障害者手当等支給事業 (社会福祉課)	重度障がい者の生活の安定と福祉の増進が図れるよう、継 続して実施します。
特定疾患療養者見舞金支給 事業 (社会福祉課)	対象者が増加傾向にあり、国の特定疾患治療研究事業の対象疾患の拡大範囲等を勘案した上で、見舞金を支給します。
グループホーム等家賃助成 事業 (社会福祉課)	障害者総合支援法では、グループホームの利用者に対し、 月額上限 10,000 円の家賃助成があります。残りの金額の2 分の1 (月額上限 20,000 円) を市の事業で助成します。
福祉タクシー利用助成事業 (社会福祉課)	福祉タクシー登録者がタクシーを利用した際に利用料金の 一部を助成し、社会参画を実施します。

事業名(担当課)	今後の取組み等
子育て支援センター運営事	子育て相談ができる場所等の周知を図っていくことが特に
業	重要です。保健師、家庭児童相談員が連携を深め、障がい
(子育て支援課)	のある児童の育ちを支援していきます。
山武市子育て世代包括支援 センター運営事業 (健康支援課)	母子保健コーディネーターが妊娠届出等の機会に得た情報 をもとに、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要 に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・ 教育等の地域の関係機関による妊娠期から子育て期にわた る切れ目のない支援を行います。
緊急通報ネットワーク事業	身体障害者手帳1級又は2級の障がい者のみの世帯等に対
(高齢者福祉課)	して、継続して緊急通報装置を貸与します。



(2) 快適な居住環境づくりの推進

【課題の整理】

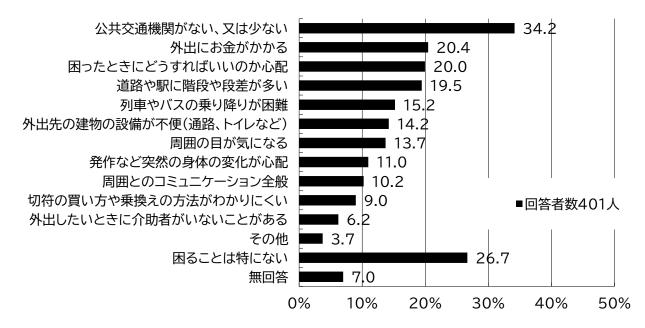
◆外出・移動をはじめとする住むための環境の向上

様々な障壁を減らして快適な生活環境づくりを計画的に進めていくことが重要です。 アンケート調査結果によると、外出するときに困ることは「公共交通機関がない、 又は少ない」が最上位で、「外出にお金がかかる」、「困ったときにどうすればいい のか心配」なども回答の上位にあがっています。また、情報の入手やコミュニケー ションの支援に「パソコンのソフトウェアやスマートフォンのアプリ」を使用してい る人が約3割となっています。

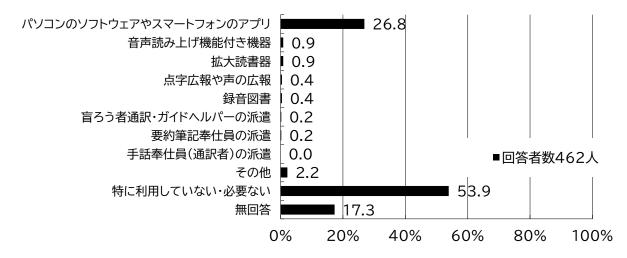
この結果を踏まえつつ、障がい者の社会参加を支援するため、市内全体の公共施設等を活動しやすくすることや、市内の移動を円滑にしていくことが求められています。

〈アンケート調査結果〉

外出するときに困ること(複数回答)



情報の入手やコミュニケーションの支援に利用しているもの(複数回答)



【取組み】

①人にやさしいまちづくりの推進

だれもが社会的活動に参加しやすい環境を目指して、新たに整備する道路、学校、 公園、公共施設等については、「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づく整備を基本 とします。

既存の施設については、必要性等を踏まえて改修に努め、障がい者用駐車場の確保、 車いす使用者でも利用できるトイレや、オストメイト用トイレの設置など障がい者の 利用に配慮した整備に努めます。

また、県のバリアフリーマップを活用して、市内のバリアフリー施設について情報 提供と周知を図り、市民に働きかけていきます。

②快適な居住環境の向上

在宅の障がい者でバリアフリーに配慮した整備が必要な方に、住宅改修費給付事業があり、今後も継続して情報提供と相談等に努めます。

既存の市営住宅では、入り口の段差解消、トイレや風呂、階段に手すりの設置などの整備を順次進めます。

③外出・移動の支援

外出・移動支援サービスとして、福祉タクシー利用助成事業、移動支援事業の周知を図るとともに、市で実施している基幹バス等の利用を促進し、障がい者の外出・移動を支援します。

また、社会福祉協議会が行っている福祉輸送サービス、福祉車両の貸付などのサービスの周知を図ります。

④情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の充実

令和4年5月の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の公布・成立を踏まえ、聴覚障がい者の社会参加を支える手話の普及、視覚障がい者の活動の幅を広げる点字図書の導入など、コミュニケーション手段の充実と支援人材の確保・育成に努めます。

また、相談窓口等において、生活や福祉に関する情報提供上の必要な合理的配慮に 努めます。

【推進事業等】

【推進事業寺】		
事業名(担当課)	今後の取組み等	
外出支援・移動支援 (社会福祉課・企画政策課・ 社会福祉協議会)	社会福祉課が所管している外出支援、移動支援サービスとして、福祉タクシー利用助成事業、移動支援事業があります。 また、企画政策課では「身近な公共交通確保事業」として、山武市基幹バス等の運行を支援しています。これらのサービスを周知し、推進していくほか、タクシー料金の割引、基幹バスの割引、乗合タクシーの割引や、社会福祉協議会で行っている福祉輸送サービス、福祉車両の貸付などサービスの周知を図ります。	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (社会福祉課)	聴覚、言語機能、音声機能の障がいで、意思疎通を 図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者や要 約筆記者等を派遣します。	
手話通訳者設置事業(社会福祉課)	聴覚、言語機能、音声機能の障がいで、意思疎通を 図ることに支障がある障がい者が相談や手続きの際 に意思疎通を図りやすいように、市役所に手話通訳 者を設置します。	



(3)安心安全を支える基盤づくり

【課題の整理】

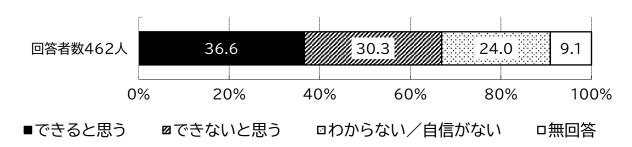
◆災害時における避難支援の取組み

アンケート調査結果によると、火事や地震等の災害時にひとりでの避難が「できないと思う」「わからない/自信がない」という人が半数以上を占めています。また、 災害時に家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、助けてくれる人の有無は、「いない」が約3割、「わからない」が約4割を占めています。

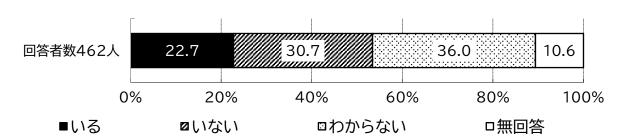
本市では、避難行動要支援者名簿の作成をはじめ、防災対策に取り組んでいるところであり、地域や関係団体、事業者等と連携し、避難支援等に関する取組みを進める必要があります。

〈アンケート調査結果〉

火事や地震等の災害時にひとりで避難できるか



災害時に家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、助けてくれる人の有無



【取組み】

①障がい者に配慮した防災対策の推進

本市では、令和5年3月に山武市地域防災計画を改訂し、避難行動要支援者名簿への掲載の対象範囲を修正し記載しました。避難行動要支援者名簿は、民生委員、区・自治会長、自主防災組織代表者に配布し、平常時は見守りのため、災害時は安否確認に使用しています。今後は、地域や関係団体等と連携し、同意を得られた避難行動要支援者の個別避難計画の作成を促進します。

また、公的備蓄については、東日本大震災以降、指定一般避難所等に防災備蓄倉庫を設置し、要配慮者への対応のため、アルファ米、おかゆ等の食料やおむつ等の物資を整備しました。今後も物資の種類の多様化を図る等により要配慮者用備蓄物資の整備を推進します。

防災行政無線については、防災・行政情報を確実に伝達するため、市として最適な 防災行政無線システムの導入を目的として、新たなシステムを選定、導入に向けて事 業を実施します。

さらに、災害対応の実施及び災害の被害を軽減するためには、「自助・共助・公助」が不可欠です。市内では、新たな自主防災組織の設立を促進しており、今後も「共助」の主たる担い手となる地区・自治会における防災力の向上を図るため、自主防災組織の設置及びその活動に対する補助金の交付を継続していきます。

②安全活動の推進

本市では、民生委員・児童委員等がひとり暮らし高齢者等の見守り活動を行っており、今後も継続して行われるように促進します。

また、交通事故相談について広報等で窓口の周知を図るとともに、啓発活動に努めます。

③災害時の医療的ケア児への支援

医療的ケア児へ必要な支援が、市の防災計画等で整備されていくよう保健師や福祉・防災担当課と課題を共有し、支援に努めます。

【推進事業等】

事業名(担当課)	今後の取組み等
自主防災組織育成事業(消防防災課)	地域防災力の向上を図るため、地区・自治会単位で活動する自主防災組織の設置及び活動促進のために補助金を交付します。 また、地域における防災リーダーを育成するため、 防災士資格の取得に係る助成金を交付します。
防災行政無線維持管理事業 (消防防災課)	防災行政無線機器の正常な作動を維持するため、保 守管理を実施するとともに、戸別受信機を補修及び 購入し、希望者への貸し出しを行います。
防災用備蓄物資整備事業(消防防災課)	災害の発生に備え、避難所で必要となる食料、飲料水、生活必需品等の物資を山武市地域防災計画に規定した数量を目標に、各指定一般避難所等に設置した防災備蓄倉庫に備蓄します。 高齢者や女性、乳幼児、食物アレルギー保有者等の要配慮者を考慮した備蓄を推進します。

事業名(担当課)	今後の取組み等
防災行政無線再整備事業 (消防防災課)	防災・行政情報を確実に伝達するため、市として最適な防災行政無線システムの導入を目的として、新たなシステムを選定、導入に向けて事業を実施します。
個別避難計画作成支援事業 (消防防災課)	避難行動要支援者のうち優先度の高い避難行動要支援者(優先作成者)について、個別避難計画を作成し対象者が安全に避難できる確率を高めます。個別避難計画の作成を要する避難行動要支援者を絞り込み、対象者の個別避難計画作成に支援いただくため、福祉事業所(ケアマネジャー)に協力を依頼します。対象者の避難支援者として関係者(家族、区・自治会、自主防災組織等)に協力を働きかけます。
災害時避難行動の支援体制の充実 (社会福祉課)	個人情報の保護に配慮しながら、災害時における避 難に支援が必要な人の把握を行い、支援体制の確保 を図ります。



基本目標3. 地域で活躍しつながりを持つための仕組みづくり

(1)教育の充実

【課題の整理】

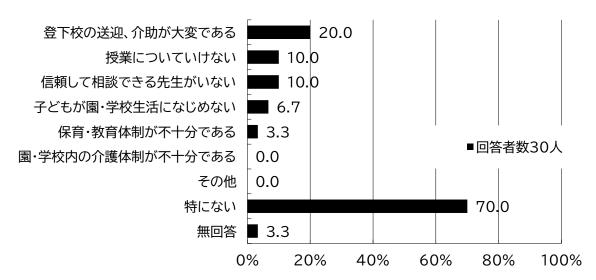
◆特別支援教育が推進され、学校生活をサポートする体制が整ってきている。今後は 共に学ぶ環境整備が課題といえる。

アンケート調査結果によると、園・学校生活で、現在特に困っている(困った)ことは、「登下校の送迎、介助が大変である」が最上位となっています。また、園・学校生活で、さらに充実してほしいことは、「能力や特性に合わせた指導・支援」、「進級・進学などの進路相談」、「保育士・教職員の障がいへの理解」が上位3つです。

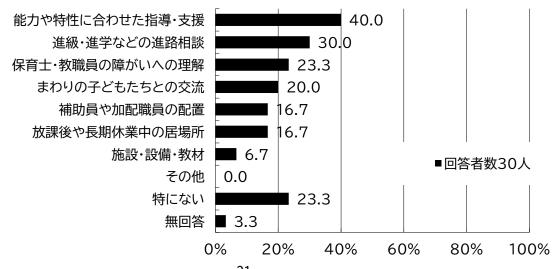
今後も、身近な地域のなかで教育を受けられる環境とともに、一人ひとりの状況や 意向にあった教育が受けられるように支援体制の充実が求められます。

〈アンケート調査結果〉

園・学校生活で、現在特に困っている(困った)こと(複数回答)



園・学校生活で、さらに充実してほしいこと(複数回答)



【取組み】

①一人ひとりの可能性を伸ばす教育の推進

1) 就学支援の充実

一人ひとりの自立と社会参加を見据えた学びの場が選択できるようにするため、十分な教育相談・協議の場の確保や、教育支援委員会の適切な運営に努めます。また、 関係課と連携して移行期の教育支援に対応します。

2) 学ぶ環境の充実

本市では、学校施設等の不具合などに早急に対応、トイレやグラウンドの階段に手すりを設置する等、各々の状況に配慮した学ぶ環境整備に努めています。今後も、必要に応じてバリアフリー化など学習環境の向上を図るとともに、学校生活サポート事業を継続して実施します。

特別支援教育の推進については、支援員などの確保と個別の教育支援計画の作成、 共に学ぶ場の確保に取り組みます。

児童生徒数の減少や社会活動の複雑化などにより、子どもが育つ環境にも影響が現れています。全国的にもいじめや不登校等が問題となっており、学校生活における悩みなどの相談体制づくり、相談窓口の周知など、今後も継続して取り組みます。

【推進事業等】

事業名(担当課)	今後の取組み等
小学校・中学校特別支援教育 就学奨励事業 (子ども教育課)	文部科学省制定の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」に基づく国庫補助事業であり、市の定める支給要綱に従い執行します。
幼稚園生活指導補助員等派遣事業 こども園生活指導補助員等派遣事 業 (子育て支援課)	特別な支援を要する園児の教育・保育ニーズにあった園生活のため、支援員を配置しています。特別な支援を要する園児は増加傾向にあり、今後も子ども一人ひとりの教育・保育ニーズを把握し、園生活において特別な支援を要する園児の手助けをしていきます。
小学校生活指導補助員等派遣事業 (子ども教育課)	支援員の配置の要望が多くなっており、今後も子ども一 人ひとりの教育的ニーズを把握し、学校生活において特 別な支援を要する児童の手助けをしていきます。
中学校生活指導補助員等派遣事業 (子ども教育課)	支援員の配置の要望が多くなっており、今後も子ども一 人ひとりの教育的ニーズを把握し、学校生活において特 別な支援を要する生徒の手助けをしていきます。
私立保育所運営補助事業 (子育て支援課)	子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など安心して子育てができる環境を整え、様々な保育ニーズに応えるため、サービスの充実を図ります。 私立保育所が障がい児を受け入れた場合、当該児童への適切な対応が行われるよう補助を実施します。

(2)雇用・就労の支援

【課題の整理】

◆地域のネットワークを活用して雇用の促進を図っていくことが重要である。

障がい者が自立した生活を送っていく上で、経済的な基盤の確立と働くことは大きな課題であり、障がい者雇用については、令和6年4月に民間企業2.5%、地方公共団体2.8%、令和8年7月に民間企業2.7%、地方公共団体3.0%と、法定雇用率が段階的に引き上げられます。

アンケート調査結果によると、働いている人は 18~64 歳の約半数で、就労形態は身体障がいでは「企業での障がい者枠ではない一般就労」と「企業での障がい者枠での一般就労」がそれぞれ約3割、知的障がいでは「就労継続支援B型事業所(作業所)」が約半数、精神障がいでは「企業での障がい者枠での一般就労」が約4割などとなっています。

また、障がい者の就労支援として必要だと思うことは、「職場の上司や同僚に障がいへの理解がある」、「能力や適性の把握など、仕事を選ぶ支援をしてくれる」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮がある」が上位3つです。

今後も、障がい者雇用について、事業所の理解を深められるように啓発していくことが必要であるとともに、山武圏域自立支援協議会の就労部会を通じた地域のネットワークを活用し、雇用促進を進めていくことが重要です。

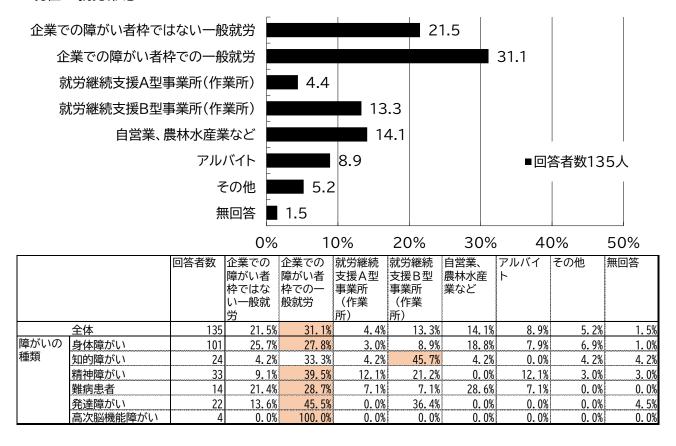
〈アンケート調査結果〉

現在の就労状況

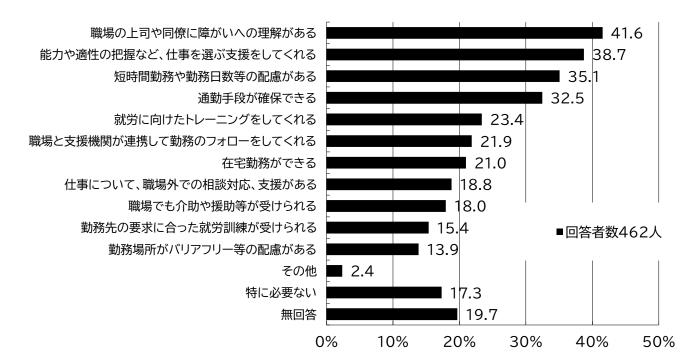
		回答者数	働いてい	働いてい	無回答
			る	ない	
本人の年齢	18歳未満	30	0.0%	93.3%	6. 7%
	18~64歳	195	51.2%	46.2%	2.6%
	65歳以上	234	14.5%	80.8%	4. 7%
障がいの種類	身体障がい	346	29.2%	67.6%	3.2%
	知的障がい	75	32.0%	61.3%	6.7%
	精神障がい	86	38.4%	60.4%	1.2%
	難病患者	38	36.8%	55 . 3%	7.9%
	発達障がい	61	36.1%	60.6%	3.3%
	高次脳機能障がい	21	19.0%	81.0%	0.0%

〈アンケート調査結果〉

現在の就労形態



障がい者の就労支援として必要だと思うこと(複数回答)



【取組み】

①障がい者雇用の促進

ハローワークや民間事業所、既存の福祉関係施設等との連携を強化し、障がい者雇用に関する啓発を継続して行うとともに、事業進出及び事業拡大の際には、障がい者雇用について働きかけていきます。

就労を希望する障がい者の相談を受け、関係機関等と連携してハローワークでの相談事業に早期につなげるとともに、迅速で的確な情報交換・情報提供に努めます。

障がい者が意欲的に福祉的就労を行い、安定した事業運営ができるように、物品等の調達の推進を図るための方針に基づき、就労施設等からの物品等の調達を行っており、今後も市役所での活用を拡充するなど福祉的就労を支援します。

また、庁内の障がい者雇用については、令和6年度から段階的に引き上げられる法 定雇用率が達成できるよう、計画的に障がい者雇用の推進に取り組み、知的障がい者 と精神障がい者の雇用についても検討していきます。

②就労につなげる取組み

ハローワーク、社会福祉協議会をはじめとする関係諸機関との連携や民間事業所の協力のもと、時代のニーズに対応したパソコンなどの技能取得や技能向上のための機会などへの参加を促進します。

また、障害者就業・生活支援センター(山武ブリオ)では、障がい種別に関わらず 就業についての相談や実習と、地域の就業支援担当者の育成支援などが行われていま す。特別支援教育の導入から特別支援学校では卒業見込み者の就労移行に向けた支援 を検討する移行支援ケース会議が立上げられ、個々に相談や今後の方向について協議 する場となっています。

今後も、障害者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関の情報交換、連絡 等ネットワークの強化を図るとともに、機会を十分活かして就労につながる支援に取 り組みます。

(3)交流と社会参加の促進

【課題の整理】

◆全市的な意識啓発・広報活動の推進

障がい者や障がいについての認識と理解を深めることにより、心の障壁(バリア) を除去するために、あらゆる機会と場面を捉えて、全市的な意識啓発・広報活動を推 進していくことが重要です。

本市では隣近所の住民同士、また、自治会、青少年育成市民会議などの地域団体、 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障害者相談員などにより、日頃から支えが必 要な方への見守り活動・相談活動が展開されています。

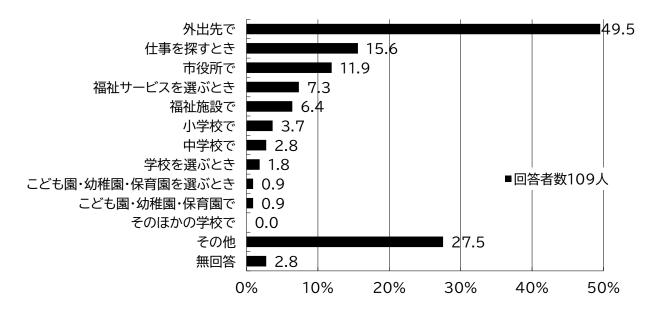
アンケート調査結果によると、障がいがあることで差別等を受けたと感じた場所は、「外出先で」をあげた人が約半数で最上位であり、今後も障がいへの理解を促す取組みや障がい者を支える地域の輪を拡大していくことが求められます。

◆参加しにくい、参加したくてもできない人をどう参加につなげるか。

障がいの有無に関わらず、自分が関心を持っていることや学びたい、やってみたいことなどについて意欲的に学習したり参加することは、生活に張りを生み、仲間づくりにもつながり、地域の大きな力にもなります。障がいによって学習や活動の機会が少なかったり、参加しにくい部分を少しずつ解消することが課題です。

〈アンケート調査結果〉

差別を受けたと感じたり、嫌な思いをした場所(複数回答)



【取組み】

①瞳がいについての啓発と交流活動の促進

市や社会福祉協議会の広報等で障がい者に対する理解や障がいに関する記事の掲載 及び考える機会の確保を継続して実施します。

市民団体の人権に関する主な取組みとしては、社会を明るくする運動のなかで、広報活動や小中学生の作文コンテスト等が行われています。また、青少年育成市民会議においても地域ぐるみの活動が展開されています。今後は、地域共生社会の実現に向けて、障がい者自身も共に考え、伝える場を確保し、参加を促進します。

学校では、総合学習の時間に福祉に関する内容を取り上げ、学校とボランティア・市民活動センターが協力して、障がい者参加型の授業や福祉体験学習(高齢者疑似体験、ブラインドウォーク、手話等)を行っています。このように実際に体験することで、福祉への関心や正しい理解が深められるように、継続して福祉教育を推進します。

また、福祉作業所や福祉施設が地域に根ざした施設として、障害者支援施設からの発信、交流活動を側面的に支援するとともに、家庭・職場・地域での交流型研修会やボランティア体験活動の活発化を図ります。

障がいの有無に関わらずふれあう機会、障がい者の介護者のための集い事業などを、 障がい者団体や社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員の活動とも連携して実 施に努め、継続的な交流機会を確保することにより、相互に支え合う活動につながる ように促進します。今後は、障害者週間を活用して相互理解を深めるための行事など の開催を検討します。

②相互に支え合う活動の促進

ひとり暮らし等の高齢者の見守り活動として、社会福祉協議会を中心としたボランティア活動や、民生委員・児童委員協議会、青少年育成市民会議等の活動による地域の見守り活動が行われています。今後は、障がい者に対しても見守り活動・ボランティア活動が広がるよう、ボランティアの育成を図り、多くの市民が互いに見守り、支え合う活動が促進されるよう関係機関と協力しながら取り組みます。

また、山武市においては声の広報ボランティアが育成されているように、これまでに養った多様な技能の把握と活動の場を確保し、コーディネートして実働につながるように、ボランティア組織の育成・確保や地域で支え合いながら共生する仕組みづくりを目指します。

拠点となるボランティア・市民活動センターを社会福祉協議会で設置しており、同センターの活動を通じて、見守り活動など地域で互いに支え合う活動の拡充に努めます。

③社会活動への参加支援

各団体の活動のなかで、仲間づくりや見守り活動が展開されるように、社会福祉協議会との連携により障がい者団体の活動を紹介したり、情報提供などの加入促進と活動支援に努めます。NPO法人格を取得して、福祉サービスの提供主体となる団体の例にもみられるような取組みについて、情報提供や必要な支援に努めます。

障がい者自身が地域活動やボランティア活動で貢献する場がさらに拡充できるように、活動の場を検討し、参加のきっかけづくりを社会福祉協議会と連携して展開します。

【推進事業等】

事業名(担当課)	今後の取組み等
社会福祉協議会補助事業 (社会福祉課)	各種事業等により地域力が高まり、地域での支え合い活動 が活発になるように活動を支援します。
地域福祉活動推進助成事業 (社会福祉課)	地域福祉活動を行う市民活動団体を対象に、事業に係る経 費を助成し、地域福祉の推進を図ることを目的として支援 しています。
障害者団体補助事業 (社会福祉課)	障がい者団体が行う障がい者(児)の福祉向上のための経 費を補助します。



第3章 山武市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

1. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定にあたって

山武市第7期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針に即し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る令和8年度目標とともに、令和6年度から8年度における障害福祉サービス等の必要な量の見込みを設定します。

山武市第3期障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る令和8年度目標とともに、令和6年度から8年度における障害児福祉サービス等の必要な量の見込みを設定します。

本計画では、両計画を一体的に策定します。

(1) 障害者総合支援法の基本理念

障害者総合支援法では、基本理念として次の点が示されています。 これに基づき、引き続き障害福祉サービスの推進に努めます。

- ①全ての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念
- ②全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現
- ③可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること
- 4社会参加の機会の確保
- ⑤どこでだれと生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他 の人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥社会的障壁の除去

(2) サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

国の基本指針には、障害福祉サービス、相談支援、障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方として、次の点が示されています。この点に配慮して成果目標とともに、そのために必要となるサービスの量の見込みを設定し、サービス等の計画的な整備を行うものです。

【障害福祉サービス】

- ◆全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ◆希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ◆グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ◆福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ◆強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実
- ◆依存症対策の推進

【相談支援】

- ◆相談支援体制の充実・強化
- ◆地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ◆発達障がい者等に対する支援
- ◆協議会の活性化

【障害児支援】

- ◆地域支援体制の構築
- ◆保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ◆地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
- ◆特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ◆障害児相談支援の提供体制の確保

(3)計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

(4) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の考え方

本計画は、共生社会の実現を目指し、障がいの有無に関わらず可能な限り身近な場所において社会活動に参加し、安心して生活を送ることができる社会の実現に向けて施策の推進を図ります。

また、支援を必要とする障がい者が日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を受けることにより、社会参加の機会が確保され、どこでだれと生活するかについて選択でき、地域社会において他の人々と社会生活を営む上で障壁となるものを取り除くことを基本理念とし、次の7つの基本的な視点を踏まえた施策・事業の推進を図ります。

①自己決定、自己選択の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重しながら意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図ることを基本とした提供体制の整備を進めます。

②障がい種別の分け隔てのない障害福祉サービス・障害児福祉サービスの実施

障害者手帳所持者のみならず、発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者が、 身近な地域で障がい種別を問わず障害福祉サービスを受けることができるよう、市が 実施主体となり、県の適切な支援等を通じて、対象者へのサービス周知、充実に努め ます。

③地域生活移行や就労支援等の課題への対応

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等といった課題に対応するとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障がい者差別の解消、障がい者向けの防災対策、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用します。

④地域共生社会の実現に向けた取組み

地域住民が主体的な地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに、 制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等に向けた体制づくりを進めます。

⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児のライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

また、障がいの有無に関わらず全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進するほか、医療的ケア児に対する包括的な支援 体制の構築を図ります。

⑥障がい福祉人材の確保·定着

多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が魅力的な職場であることの周知、事務 負担の軽減、業務の効率化等を通じて、人材の確保・定着を図ります。

⑦障がい者の社会参加を支える取組みの定着

文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指す取組みのほか、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進する取組みの定着を図ります。

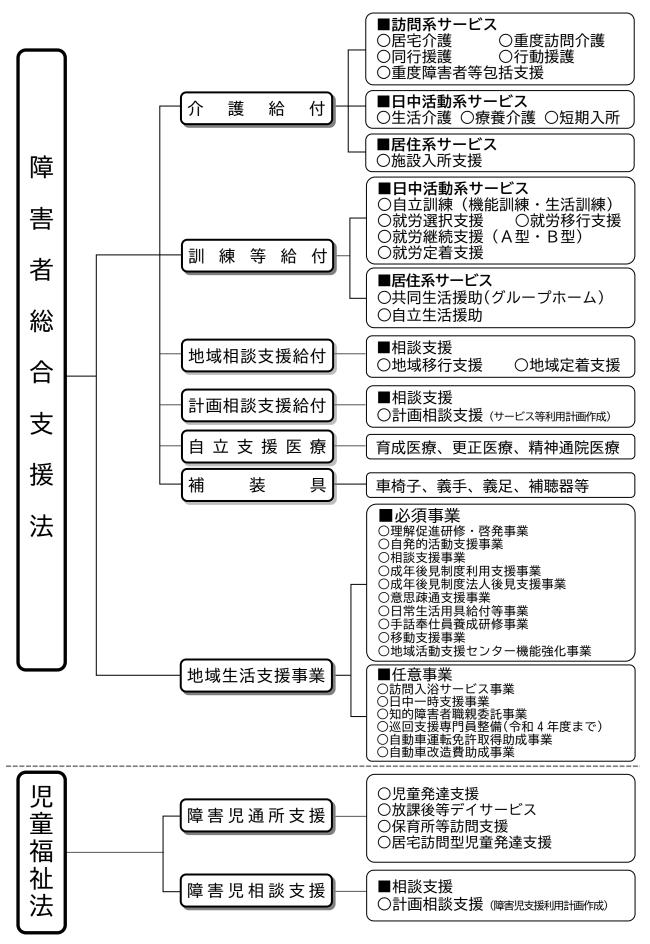
(5) 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの全体像

サービスの全体像は、次頁のとおりです。

なお、障害者総合支援法の対象には、18 歳未満の障がい児も含まれますが、障がい 児の通所や入所による支援(障害児入所支援及び障害児相談支援)は、児童福祉法に 規定されています。



◇障害福祉サービス・障害児福祉サービスの体系



2. 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

<国の基本指針>

- ①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
- ②施設入所者は、令和8年度末までに令和4年度末の基準時点から5%以上の削減

<山武市の目標>

山武市の施設利用者の状況を勘案して、令和5年3月時点の福祉施設の入所者 70 人のうち7.1%にあたる5人が、グループホームなど地域生活へ移行することを見込みます。

また、入所者数を2名削減することを見込み、地域生活を継続できるように、成年 後見制度など権利擁護事業の推進、日中活動の場の確保などに取り組みます。

◇福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標等	考え方
令和4年度末時点の入所者数(A)	70 人	令和5年3月31日の施設入所者数
(A)のうち、令和8年度までの地域	Ελ	施設入所からグループホーム、一般
生活移行者(B)	5人	住宅等へ移行した者の数
【目標值】	7.1%	(B)/(A) ※目標6%以上
地域生活移行率	1. 170	(B)/(A) 公日信0%以上
令和8年度末時点の入所者数(C)	66 人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標值】	5 70/	(A−C)/(A)※目標5%以上
入所者数削減率	3. 170	(A = C) / (A) ※日信3%以上

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

<国の基本指針>

精神障害にも対応した地域包括システムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進

<山武市の目標>

県、市町、精神科病院の医師、相談支援事業所、福祉サービス事業者、ピアサポーター等で構成する「山武圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議」を、平成30年より設置し、2か月ごとに会議を開催しており、今後も円滑なシステム構築のため、県と山武圏域3市3町で連携を図っていきます。

◇精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標等	考え方
地域の精神保健医療福祉体制の基盤整 備量	8 人	千葉県が算出

(3)地域生活支援の充実

<国の基本指針>

- ①各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、 コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業 所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連 絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及 び検討
- ②強度行動障がいを有する障がい者に関し、各市町村又は圏域において、その状況や 支援ニーズを把握し、支援体制の整備

<山武市の目標>

山武圏域の各市町との協議を踏まえ、令和6年度に地域生活支援拠点等を整備し、 当拠点等を適切に運用しつつ、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

◇地域生活支援の充実

項目	目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和6年度に 整備	令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備を含む。)
地域生活支援拠点等の機能の 充実のため、コーディネー ターの配置などによる効果的 な支援体制及び緊急時の連絡 体制の構築	構築	コーディネーターの配置、地域生活支援 拠点等の機能を担う障害福祉サービス事 業所等の担当者の配置、支援ネットワー ク等による効果的な支援体制及び緊急時 の連絡体制の構築
地域生活支援拠点等による支援の実績を踏まえ運用状況の 検証・検討	年1回以上実施	年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用 状況を検証及び検討することを基本
強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備	整備	令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

<国の基本指針>

- ①福祉施設から一般就労への移行者数を令和3年度の1.28 倍以上(就労移行支援事業1.31 倍以上、就労継続支援A型1.29 倍以上、就労継続支援B型1.28 倍以上)
- ②就労移行支援事業所において一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上
- ③就労定着支援事業利用者を令和3年度の1.41倍以上
- ④就労定着支援事業所の就労定着率が7割以上の事業所の割合を2割5分以上

<山武市の目標>

福祉施設から一般就労への移行者数について、令和8年度に10人への増加(令和3年度の1.67倍)を目指すなど、次の目標を設定します。

目標の達成に向けては、山武圏域自立支援協議会の就労部会などで協議しながら、 福祉施設や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携を深めて取り組ん でいきます。

◇福祉施設から一般就労への移行等

	項目 令和3年度実績 令和8年		令和8年度目標	考え方
—	设就労移行者数	6人	10 人 (1. 67 倍)	福祉施設を退所し、一般就労した者の数 ※1.28 倍以上
	就労移行支援事業	7 分移行支援事業 5 人 (1.40 倍		就労移行支援事業所から一般就 労した人の数 ※1.31 倍以上
	就労継続支援A型 事業	1人	2 人 (2.00 倍)	就労継続支援A型事業所から一 般就労した人の数 ※1.29 倍以 上
	就労継続支援B型 事業	0人	1人 (-)	就労継続支援B型事業所から一 般就労した人の数 ※1.28 倍以 上
	労移行支援事業所の 労移行率	_	全事業所の 5割以上	就労移行支援事業所のうち、就 労移行支援事業利用終了者に占 める一般就労へ移行した者の割 合が5割以上の事業所を全体の 5割以上とすることを基本
就含	労定着支援事業利用 数	13 人	19 人 (1. 46 倍)	就労定着支援事業を利用した者の数 ※1.41 倍以上
	労定着支援事業所の 労定着率	_	全事業所の 2割5分以上	令和8年度において就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合を2割5分以上とすることが基本

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

<国の基本指針>

- ①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置(児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置。全ての市町村において、障害児の地域生活への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築)
- ②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業 所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保
- ③各市町村において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

<山武市の目標>

児童発達支援センターは、県や事業所と情報交換を行い、山武圏域での共同設置を 目指すとともに、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進す る体制を構築します。

◇障がい児支援の提供体制の整備等

項目	現状	目標	考え方
児童発達支援センターの 設置	0か所	1 か所	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本(圏域での確保であっても差し支えない)
障がい児の地域社会への 参加・包容の(インク ルージョン)推進体制の 構築	未構築	構築	各市町村又は各圏域に設置された児童発達 支援センターや地域の障害児通所支援事業 所等が保育所等訪問支援等を活用しなが ら、令和8年度末までに、全ての市町村に おいて、障がい児の地域社会への参加・包 容(インクルージョン)を推進する体制を 構築することを基本
主に重症心身障がい児を 支援する児童発達支援事 業所の設置数	1 か所	1 か所	令和8年度末までに、主に重症心身障がい 児を支援する児童発達支援事業所及び放課
主に重症心身障がい児を 支援する放課後等デイ サービス事業所の設置数	1 か所	1か所	後等デイサービス事業所を各市町村に少な くとも1か所以上確保することを基本(圏 域での確保であっても差し支えない)
医療的ケア児支援のため の協議の場の設置	設置	設置	令和8年度末までに、保健、医療、障がい 福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を 図るための協議の場を設ける(圏域での確 保であっても差し支えない)
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	配置	配置	医療的ケア児等に関するコーディネーター を配置することを基本 (圏域での確保で あっても差し支えない)

(6) 相談支援体制の充実・強化等

<国の基本指針>

- ①各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制強化を図る体制を確保
- ②協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取 組みを実施

<山武市の目標>

令和4年4月に山武圏域の3市3町で共同設置した基幹相談支援センターを中心に、 相談支援体制の充実・強化等を図ります。

◇相談支援体制の充実・強化等

項目	現状	目標	考え方
総合的な相談支援、地域の 相談支援体制の強化及び基 幹相談支援センターの設置	設置	設置 (充実・ 強化)	令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援 体制の強化及び関係機関等の連携の緊密 化を通じた地域づくりの役割を担う基幹 相談支援センターを設置(複数市町村に よる共同設置を含む。)
協議会における個別事例の 検討を通じた地域サービス 基盤の開発・改善等	未実施	体制 の確保	協議会において、地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うとともに、これらの取組みを行うために必要な協議会の体制を確保することを基本

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

<国の基本指針>

各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築

<山武市の目標>

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みとして、県が実施する障害福祉 サービス等に係る研修会や関係団体等が開催する研修会への市職員の参加を促進しま す。また、適正な事業所運営の指導と情報共有に努めます。

◇障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

項目	目標	考え方
サービスの質向上のための体制 の構築	構築	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の 質を向上させるための取組みに関する事項を 実施する体制を構築することを基本

3. 障害福祉サービス等の見込みと確保策

(1)訪問系サービス

訪問系サービスは、障がい者の生活を支え、介助者の負担を軽減するため、在宅の 障がい者を訪問して生活支援を行うサービスです。

◇サービスの内容

種類	名称	内容
	居宅介護	自宅で入浴や排泄、食事などの介護、調理や洗濯及び掃除などの家事 を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者であり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排 泄、食事などの介護、調理や洗濯及び掃除などの家事、外出時の移動 の補助をする。
介護 給付	同行援護	視覚障がいにより移動が困難な障がい者等に、外出時に同行し、移動 に必要な情報を提供するとともに、移動援助等を行う。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介助が必要な人に、 行動する時に必要な介助や外出時の移動の補助などをする。
	重度障害者等包 括支援	常に介護が必要な人のなかでも要介護度が特に高いと認められた人 に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供する。

◇取組み状況

居宅介護の利用が訪問系サービスの大部分を占めており、計画で見込んだほどの利用の伸びには至っていません。

名称	計画値				単位		
台 柳	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	半位
 居宅介護	104	114	125	81	84	75	実人/月
店七月設 	1,483	1,565	1,651	1,270	1, 275	1,041	時間/月
 重度訪問介護	1	1	1	0	0	0	実人/月
里反动问儿碳	121	113	106	0	0	0	時間/月
日公培業	2	2	2	2	3	2	実人/月
同行援護	9	6	4	40	35	57	時間/月
行動援護	0	0	0	0	0	0	実人/月
	0	0	0	0	0	0	時間/月
手中院中老笠与长士授	0	0	0	0	0	0	実人/月
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	時間/月

[※]実績値は各年度末時点、令和5年度は9月末時点(以降の表も同様)

◇見込量と確保方策

今後も既存の事業所によるサービス提供を計画します。一方で、施設や病院からの 地域移行者を支援するため、県や圏域の市町と連携しながら、ヘルパー人材の確保や 全ての障がいへの対応とともに、需要の拡大に応じて新規事業参入を促進していきま す。

名称		単位		
石 柳	6年度	7年度	8年度	半加
足少人誰	93	98	104	実人/月
居宅介護	1,364	1, 419	1, 471	時間/月
重度訪問介護	0	0	0	実人/月
里反动问기费	0	0	0	時間/月
同行援護	3	3	3	実人/月
P111抜碳	34	34	34	時間/月
行動援護	0	0	0	実人/月
1] 到饭砖	0	0	0	時間/月
重度障害者等包括支援	0	0	0	実人/月
里反陴舌白守己拍又抜 	0	0	0	時間/月

(2)日中活動系サービス

日中活動系サービスは、入所施設や通所施設で昼間の活動を支援するサービスです。

◇サービスの内容

	- >/.«>/. J.D	
種類	名称	内容
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排泄、食事の支援、創作的活動などの機会を提供する。
介護 給付	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で 機能訓練や療養上の管理、介護や支援をする。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、 施設で入浴、排泄、食事の介護等を行う。
	自立訓練(機能訓 練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にお ける身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う。
	就労選択支援 【新設】	就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障がい者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用した支援を行う。
訓練等給付	就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間における生産活動やその他の 活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。
	就労継続支援 (A型・B型)	企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。
	就労定着支援	就労移行支援などを利用して就業した人の就労を継続する ため、事業所や家族との相談や連絡調整などの支援を行 う。

◇取組み状況

生活介護と就労継続支援(A型)は、計画で見込んだほどの利用の伸びには至っていない一方、就労継続支援(B型)は、計画を上回る利用の伸びとなっています。また、短期入所(福祉型)は、特に令和3年度の実績が計画を大きく下回っており、新型コロナウイルス感染拡大防止対策による影響が一因と考えられます。

名称		計画値			単位		
101000	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	半加
上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上	158	172	188	146	148	148	実人/月
生活介護 	2,855	3,040	3, 238	2,912	2,957	2,726	延人日/月
自立訓練(機能訓練)	1	1	1	0	0	1	実人/月
日立訓練 (機能訓練)	8	8	8	0	0	20	延人日/月
 自立訓練(生活訓練)	1	1	1	1	2	2	実人/月
日立訓練 (土泊訓練)	22	22	22	18	42	23	延人日/月
就労選択支援【新設】							
 就労移行支援	10	10	9	12	9	8	実人/月
	177	177	177	210	193	89	延人日/月
 **	34	49	69	35	32	31	実人/月
就労継続支援(A型)	598	816	1, 114	717	621	583	延人日/月
计分类结子块 (DAI)	113	116	119	118	137	136	実人/月
」就労継続支援(B型) L	1,825	1,852	1,880	1,990	2,506	2,203	延人日/月
就労定着支援	14	14	14	8	3	3	実人/月
療養介護	10	10	10	10	10	10	実人/月
短期入所(福祉型)	21	19	17	9	18	22	実人/月
短期入所(福祉型)	275	271	266	170	219	249	延人日/月
与	0	0	0	0	0	0	実人/月
短期入所(医療型)	0	0	0	0	0	0	延人日/月

◇見込量と確保方策

特別支援学校の卒業者や福祉施設や病院からの地域移行者の動向等、今後の需要を 把握しつつ、サービス見込み量の提供体制の確保に努めます。

生活介護及び短期入所は、医療的ケアや特別な支援を要する重度の障がい者(強度 行動障がい等)の利用について、支援施設との協議・検討を行うとともに、障がい者 が生活する身近な場所での利用が可能になるよう支援を行います。

療養介護は、関係機関及び障害者支援施設等と緊密に連携し、利用者の把握に努めます。

自立訓練は、利用者のニーズや事業所の意向を尊重しつつ、障がい者が必要な訓練の提供が受けられるよう、関係機関及びサービス提供事業所との連絡調整を行います。

就労選択支援は、令和7年度から新設されるサービスであり、事業者の参入意向を 把握しつつ、サービス提供事業所の確保に努めます。 就労移行支援は、サービス提供事業所に対して利用者数の拡大等を働きかけていく 一方、事業所や県、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、 障がい者の一般就労の促進を図ります。

就労継続支援は、障がいの状態に合わせた就労や日中活動が提供されるよう支援を 行います。あわせて、障害者支援施設の製品の紹介、販路拡大を支援します。

就労定着支援は、就労移行支援等を通じて一般就労に移行する人の利用を促し、早期離職の防止や職場への定着を促進します。

名称			計画値	単位	
		6年度	7年度	8年度	半世
	全体	159	170	182	
	うち強度行動障がい者	71	76	81	実人/月
生活介護	うち高次脳機能障がい者	0	0	0	
	うち医療的ケアの必要者	6	6	6	
		2,929	3, 131	3, 352	延人日/月
 自立訓練(機	& 台匕 司川 公市 \	1	1	1	実人/月
	发月它 司川水木 /	23	23	23	延人日/月
白去訓練 (4	- (千訓(姉)	1	1	1	実人/月
	自立訓練(生活訓練)		23	23	延人日/月
就労選択支援	爰【新設】		12	13	実人/月
<u> </u>		8	8	8	実人/月
就労移行支援	Σ̄	184	184	184	延人日/月
 就労継続支援	⊈ / ∧ #il\	33	35	37	実人/月
机力性机火场	· (A空)	621	658	696	延人日/月
 就労継続支援	⊈ (D#I)	146	156	167	実人/月
小儿刀 小生小儿 又 18		2,365	2,527	2,705	延人日/月
就労定着支援	<u> </u>	3	3	3	実人/月
療養介護		10	10	10	実人/月
	全体	22	22	22	
 短期入所	うち強度行動障がい者	7	7	7	実人/月
短期人所 (福祉型)	うち高次脳機能障がい者	0	0	0	
	うち医療的ケアの必要者	0	0	0	
		249	249	249	延人日/月
短期入所(医		0	0	0	実人/月
	以, 生 /	0	0	0	延人日/月

(3)居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場の確保を支援するサービスです。

◇サービスの内容

種類	名称	内容
介護 給付	施設入所支援	施設に入所している人に入浴、排泄、食事の介護などの支援 を行う。
	共同生活援助 (グループホーム)	地域生活を営む人に共同生活の場において、家事等の日常生 活上の支援や相談支援を行う。
訓練等 給付	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの 移行を希望する人に、一定の期間にわたり、定期的な巡回 訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を 補う観点から、適切な支援を行う。

◇取組み状況

施設入所支援は、計画の利用者数の減少見通しには至らず、増加傾向です。また、 共同生活援助は、計画を上回る利用の伸びとなっています。

名称		計画値			実績値			
石 砂	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	単位	
施設入所支援	67	66	65	69	70	72	実人/月	
共同生活援助	73	80	88	80	96	98	実人/月	
自立生活援助	0	0	0	0	0	0	実人/月	

◇見込量と確保方策

地域の理解と協力を得ながら、居住の場の確保を促進します。

共同生活援助については、医療的ケアや特別な支援を要する重度の障がい者(強度 行動障がい等)の利用について、支援施設との協議・検討を行うとともに、サービス の支援の質の確保に努めます。また、グループホーム利用者のうち、ひとり暮らしを 希望する人に対して、居宅生活への移行や生活の定着への支援に努めます。

名称			計画値	単位	
	6年度	7年度	8年度	半世	
施設入所支持	70	68	66	実人/月	
	全体	105	112	120	
共同生活 援助	うち強度行動障がい者	28	30	32	+ 1/8
	うち高次脳機能障がい者	1	1	1	実人/月
	うち医療的ケアの必要者	1	1	1	
自立生活援助	th	0	0	0	実人/月

(4)相談支援等

①相談支援

相談支援は、障がい者やその支援を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うほか、サービス提供事業所等との連絡調整、サービス等利用計画の作成、施設・精神科病院からの地域生活移行や障がい特性による緊急事態に関する相談等を行うサービスです。

計画相談支援は、支給決定の参考とするためサービス利用等計画案を作成し、支給 決定後計画を作成し的確なサービス提供を行うものです。障害福祉サービス利用者全 員を対象に、相談支援事業所と連携して実施します。

◇サービスの内容

名称	内容
計画相談支援	障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用する サービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定 等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用 計画の作成等を行う。 また、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検 証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、 サービス等利用計画の変更等を行う。
地域移行支援	障害者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う。
地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた 緊急の事態において相談等を行う。

◇取組み状況

計画相談支援と地域定着支援は、計画で見込んだほどの利用の伸びには至っていません。

名称		計画値			実績値			
10100	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	単位	
計画相談支援	175	193	213	179	187	179	実人/月	
地域移行支援	1	1	1	0	0	0	実人/月	
地域定着支援	13	14	16	12	10	9	実人/月	

◇見込量と確保方策

利用者一人ひとりの状況に応じたサービス支給決定が行われるよう、相談支援事業所、サービス提供事業所、関係機関などのネットワーク化を進めるとともに、ニーズに対応する相談支援事業所の参入と相談支援専門員の確保など、相談支援体制の強化に努めます。

サービス等利用計画作成について周知を図るとともに、関係機関と連携し、障がい者ケアマネジメント体制の確立に努めます。

市と関係機関とが連携し、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めるとともに、困難ケースに対応できる専門的な相談支援体制を構築します。

名称		計画値					
石 砂	6年度	7年度	8年度	単位			
計画相談支援	203	211	219	実人/月			
地域移行支援	3	3	2	実人/月			
地域定着支援	11	11	11	実人/月			

②自立支援医療

育成医療・更生医療・精神通院医療があります。

③補装具費等の支給

補装具等のサービスとしては、自立支援給付において支給する補装具費と、地域生活支援事業による日常生活用具給付があります。支給決定は市が実施するため、相談等適切な対応に努めます。



(5)障害児通所支援

障害児通所支援は、未就学の障がいがある子どもに日常生活における基本的な動作の指導等を行う児童発達支援、就学中の障がいのある子どもに授業の終了後などに生活能力を向上するために必要な訓練を行う放課後等デイサービス、保育所を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援等を行う保育所等訪問支援などがあります。

◇支援の内容

名称	内容
児童発達支援※	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適応することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行う。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等において、生活能力 向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と 相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所 づくりを推進する。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進する。
居宅訪問型児童発達支援	外出をすることが困難な重度の障がい児を対象に、居宅を訪問して基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行う。

[※]令和6年4月より医療型児童発達支援が児童発達支援として一元化

◇取組み状況

児童発達支援は、実利用者数は計画を下回る一方、令和3年度と4年度の利用日数は計画を上回っています。また、放課後等デイサービスは、計画を大きく上回る利用の伸びとなっています。さらに、医療的ケア児のコーディネーターは、計画を上回る配置となっています。

名称	計画値				出件		
石 柳	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	単位
児童発達支援	61	69	78	57	50	38	実人/月
九里尤连又饭	337	363	390	433	406	299	延人日/月
放課後等デイサービス	58	60	62	89	115	128	実人/月
	896	972	1,055	1,182	1,395	1,394	延人日/月
保育所等訪問支援	0	0	1	0	2	1	実人/月
体目的专动的义族	0	0	2	0	2	1	延人日/月
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	実人/月
冶七初问空汽里光建义拔 	0	0	0	0	0	0	延人日/月
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーター	1	1	1	2	4	7	配置人数

◇見込量と確保方策

ニーズに応じた児童発達支援の提供を図るとともに、放課後等デイサービスは、利用者数の増加傾向を踏まえつつ、提供体制の確保を図ります。

なお、医療的ケア児に関する体制の整備にあたっては、関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置を継続します。

夕升		計画値					
名称	6年度	7年度	8年度	単位			
 児童発達支援	41	44	47	実人/月			
, 元里光连义版 	323	346	370	延人日/月			
放課後等デイサービス	137	147	157	実人/月			
放訴後等アイリーに入 	1,492	1,601	1,710	延人日/月			
保育所等訪問支援	1	1	1	実人/月			
休月州守初问义饭 	1	1	1	延人日/月			
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	実人/月			
店七初问空汽里光连义拔 	0	0	0	延人日/月			
医療的ケア児に対する関							
連分野の支援を調整する	10	12	14	配置人数			
コーディネーター							

(6)障害児相談支援

基本相談支援のほか、障がいがある子どもが障害児通所支援を利用する際の申請手続きにおいて、障がいがある子どもの心身の状況や環境、障がいのある子ども又は保護者の意向などを踏まえて「障害児支援利用計画」の作成を行います。

障害児支援利用計画は、児童福祉法に基づき市が指定する指定障害児相談支援事業所が作成し、障害児通所支援開始後は一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

◇取組み状況

障害児相談支援は、計画を上回る実績となっています。

夕称	計画値				単位		
名 柳	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	₽111
障害児相談支援	39	42	46	52	49	58	実人/月

◇見込量と確保方策

ニーズに応じた児童相談支援の提供を図ります。

100000000000000000000000000000000000000									
夕称		計画値							
台 州	6年度	7年度	8年度	半世					
障害児相談支援	65	70	76	実人/月					

(7)発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等に対する支援の充実に向けて、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等、発達障がい者等の家族等に対する支援を実施します。

◇支援の内容

名称	内容
ペアレントトレーニング	保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を 身につけ、適切な対応ができるようになるためのトレーニングやプログ ラムのこと。
やペアレントプログラム 等の支援プログラム等	ペアレントトレーニングは、保護者が子どもの「行動」に直接介入する方法や技術を学ぶもの。また、ペアレントプログラムは、保護者が子どもの「行動」そのものをまずきちんと捉えられるようになることを目標としており、ペアレントトレーニングの前段階の基本プログラムとして位置づけられている。
ペアレントメンター	発達障がいのある子どもを育ててきた経験があり、相談支援に関するトレーニングを受けた保護者が、発達障がいのある子どもを持つ保護者に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供する。
ピアサポートの活動	同じ悩みを持つ発達障がい者同士やその保護者同士などが、悩みや情報の共有等を行う活動。

◇取組み状況

支援プログラム等の受講者数は、令和5年度現在、保護者5人、支援者1人、ペアレントメンターは2人となっています。

名称		計画値			実績値		単位
10分	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	+加
ペアレントトレーニング							
やペアレントプログラム				2	3	5	実人/年
等の支援プログラム等				۷	3	5	大八/牛
の受講者数(保護者)							
ペアレントトレーニング							
やペアレントプログラム				3	3	1	実人/年
等の支援プログラム等				3	3	Ī	大八/牛
の実施者数(支援者)							
ペアレントメンターの人				2	2	2	実人/年
数				۷	۷	۷	大八/ 牛
ピアサポートの活動へ				0	0	0	実人/年
の参加人数				U	U	U	大八/ 牛

◇見込量と確保方策

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等を継続実施 します。

Ø\$h		計画値					
名称	6年度	7年度	8年度	単位			
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等 の受講者数(保護者)	5	5	5	実人/年			
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等 の実施者数(支援者)	2	2	2	実人/年			
ペアレントメンターの人 数	5	5	5	実人/年			
ピアサポートの活動へ の参加人数	50	50	50	実人/年			

(8) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、重層的な連携による 支援体制を構築するとともに、精神障がい者を対象とするサービス提供を促進します。

◇支援の内容

名称	内容
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を 通じて、重層的な連携による支援体制を構築 する。
地域移行支援(精神障がい者の利用分)	
地域定着支援(精神障がい者の利用分)	
自立生活援助(精神障がい者の利用分)	各サービスの内容を参照
共同生活援助(精神障がい者の利用分)	
自立訓練(生活訓練)(精神障がい者の利用分)	

◇取組み状況

保健、医療及び福祉関係者による協議の場として、「山武圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議」を定期開催しているほか、共同生活援助をはじめ、精神障がい者を対象に障害福祉サービスを提供しています。

<i>\$</i>	 3称		計画値			単位		
1	3 个少	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	+加
	及び福祉関係 議の場の開催	0	7	7	3	6	7	回/年
	保健関係者				3	11	12	実人/年
保健、医療 及び福祉	精神科医療 関係者				3	7	10	実人/年
関係者による協議	その他医療 関係者	119	119	119	0	0	0	実人/年
の場への	福祉関係者				27	58	82	実人/年
関係者の	介護関係者				0	0	0	実人/年
参加者数	当事者及び 家族				1	5	6	実人/年
係者による	₹及び福祉関 協議の場に 乗設定及び評 数	7	7	7	3	6	7	回/年
地域移行支い者の利用	援(精神障が 分)	1	1	1	0	0	0	実人/月
地域定着支い者の利用:	援(精神障が 分)	7	8	9	4	4	3	実人/月
自立生活援い者の利用:	助(精神障が 分)	0	0	0	0	0	0	実人/月
共同生活援い者の利用:	助(精神障が 分)	45	50	55	35	41	40	実人/月
自立訓練(生神障がい者)	生活訓練)(精 の利用分)				1	2	2	実人/月

◇見込量と確保方策

「山武圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議」を定期開催する とともに、地域移行支援などのサービス提供基盤を確保し、精神障がい者の地域移行 や地域定着を支援します。

名称 -			計画値		** \T
		6年度	7年度	8年度	単位
	及び福祉関係 議の場の開催	7	7	7	回/年
	保健関係者	12	12	12	実人/年
保健、医療 及び福祉	精神科医療 関係者	10	10	10	実人/年
関係者による協議	その他医療 関係者	0	0	0	実人/年
の場への	福祉関係者	82	82	82	実人/年
関係者の	介護関係者	0	0	0	実人/年
参加者数	当事者及び 家族	6	6	6	実人/年
係者による	及び福祉関 協議の場に 誤設定及び評 数	7	7	7	回/年
地域移行支い者の利用	援(精神障が 分)	3	3	2	実人/月
地域定着支い者の利用	援(精神障が 分)	4	4	4	実人/月
自立生活援助(精神障が い者の利用分)		0	0	0	実人/月
共同生活援助(精神障が い者の利用分)		43	46	49	実人/月
自立訓練(生	上活訓練)(精 の利用分)	1	1	1	実人/月

(9) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等に向けて、総合的・専門的な相談支援とともに、地域の相談支援体制の強化を図ります。

◇支援の内容

名称	内容
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターが、障がいの種別や各種のニーズに 対応できる総合的・専門的な相談支援を実施する。
基幹相談支援センターによる 地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターが、相談支援事業者に対する訪問等 による専門的な指導・助言、人材育成の支援、連携強化の 取組みを行う。
協議会における個別事例の検 討を通じた地域のサービス基 盤の開発・改善	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基 盤の開発・改善等を行う。

◇取組み状況

令和4年4月に山武圏域(山武郡市3市3町)で「山武郡市障がい者基幹相談支援センター」を設置しており、基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化を図っています。

名称		計画値				光化		
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	単位
基幹相談支 設置	援センターの	無	有	有	無	有	有	設置有無
地域事者 に 問 明 ・ 地域事者 に 問 専門・ 事 ・ 事 ・ 事 ・ 要 を が ま が ま が ま が ま が ま が ま が ま が ま が ま が	0	1	1	0	10	10	件/年	
	支援事業者	0	1	1	0	9	9	件/年
	地域の相談 機関との連 携強化の取 組みの実施 回数	0	1	1	0	9	9	件/年

名称		計画値			実績値			単位
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	半1世
協議会における個	相談支援事 業所の参画 による事例 検討実施回 数(頻度)				3	3	3	回/年
別事例の機関である。	協議会の参 加事業者・ 機関数				29	29	29	か所/年
のサービ 	協議会の専 門部会の設 置数				3	3	3	か所/年
	協議会の専 門部会の実 施回数				9	15	14	回/年

◇見込量と確保方策

基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化に向けた取組みを推進します。

名称			出仕		
		6年度	7年度	8年度	単位
基幹相談支援センターの設	置	有	有	有	設置有無
基幹相談支援センターに よる地域の相談支援体制 の強化	地域の相談支援事業者に対 する訪問等による専門的な 指導・助言件数	10	10	10	件/年
	地域の相談支援事業者の人 材育成の支援件数	9	9	9	件/年
	地域の相談機関との連携強 化の取組みの実施回数	9	9	9	件/年
協議会における個別事	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)	3	3	3	回/年
例の検討を通じた地域 のサービス基盤の開 発・改善	協議会の参加事業者・機関数	29	29	29	か所/年
	協議会の専門部会の設置数	3	3	3	か所/年
7. WE	協議会の専門部会の実施回数	14	14	14	回/年

(10) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

障害福祉サービスの質を向上させるための取組みとして、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用等を図ります。

◇支援の内容

名称	内容
障害福祉サービス等に係る	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ
各種研修の活用	の市職員の参加を図ります。

◇取組み状況

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員が参加するなど、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施しています。

	夕 小		計画値			224 / L		
名称		3年度	4年度	5年度	3年度	実績値 4年度	5年度	単位
障害福祉 サービ系る 各種研修 の活用	県が実施するで 害福祉サービを 等に係る研修への 市職員の参加人 数	4	4	4	5	5	5	実人/年
障害者自 立支援審 查支払等	障審テ査で用関共有当ができます。 言者がにを結事治を をはまるが、自するが、自ながのできます。 では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	有	有	有	有	有	有	有無
システム による審 査結果の 共有	障審テ査で用関共実施では、おいては、これでは、これでは、自ないでは、自ない、自なのでは、自なのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	1	1	1	0	0	0	回/年

◇見込量と確保方策

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ、今後も市職員の参加 を継続するなど、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施します。

×		計画値	出位		
名	6年度	7年度	8年度	単位	
障害福祉サービス 等に係る各種研修 の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	5	5	5	実人/年
障害者自立支援審 査支払等システム による審査結果の 共有	障害者自立支援審査 支払等システム分析 し、事査結果を活用の し、事業と共 が等と共 が有無	有	有	有	有無
	障害者自立支援審査 支払等システムを活果を分析 し、事業所を活用 治体等と共有する体 制の実施回数	1	1	1	回/年



4. 地域生活支援事業の推進

(1)必須事業

①理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活や社会生活の中で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

◇取組み状況

障がいのある人に対する理解を深めるための研修会等を開催しています。

夕銋	計画値			実績値			単位	
名称	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	半世	
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有	実施有無	

◇見込量と確保方策

障がいのある人に対する理解を深めるため、山武圏域自立支援協議会、山武圏域障害者差別解消地域支援協議会と連携し研修会等の開催や啓発活動を行います。

夕狁		当位		
台 柳	6年度	7年度	8年度	半世
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	実施有無

②自発的活動支援事業

障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。

◇取組み状況

自発的活動支援事業としては実施していませんが、市内の身体障害者福祉会、手を つなぐ親の会に補助金を交付し、活動を支援しています。

夕称	計画値			実績値			単位	
名称	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	半世	
自発的活動支援事業	無	無	無	無	無	無	実施有無	

◇見込量と確保方策

当事業の実施は見込みませんが、今後も引き続き市内の身体障害者福祉会、手をつなぐ親の会による自発的な活動に対する支援を行います。

夕牡		出件						
石 柳	6年度	7年度	8年度	半江				
自発的活動支援事業	無	無	無	実施有無				

③相談支援事業

障害者手帳所持者など障がい者やその保護者・介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、必要なサービス利用につながる支援などを行います。

◇事業の内容

事業名	実施方策
障害相談支援事業	相談支援事業は委託して実施し、相談体制を確保する。一般の相談 は担当課で対応する。地域自立支援協議会を設置する。
基幹相談支援センター	障がい者等の相談、情報提供、助言や地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。
基幹相談支援センター 等機能強化事業	専門的な相談支援等を要する困難なケースへ対応し、地域自立支援 協議会を構成する相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言等 を行う。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障がい者又は精神障がい者に対し、入居に必要な支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援する。
地域自立支援協議会	地域において相談支援事業を適切に実施していくため、個別ケース の検討、サービス調整等を行う。圏域で設置して確保する。

◇取組み状況

令和4年度に山武圏域で基幹相談支援センターを設置しました。また、地域の障がい福祉に関する中核的な役割を担う地域自立支援協議会は、「山武圏域自立支援協議会」を共同設置しており、定期的に会議や研修会を開催しています。

名称		計画値			実績値		
台 柳	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	単位
障害相談支援事業	1	1	1	1	1	1	か所数
基幹相談支援センター	無	有	有	無	有	有	実施有無
基幹相談支援センター	有	有	有	無	有	有	実施有無
等機能強化事業	ľ	ľ	ľ	<i>T</i> IT	ľ	ľ	大旭日無
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	有	有	実施有無
地域自立支援協議会	1	1	1	1	1	1	か所数

◇見込量と確保方策

基幹相談支援センターを中核として、地域自立支援協議会を通じた関係機関の連携 により相談支援の強化を図ります。

2称		単位		
1400	6年度	7年度	8年度	半位
障害相談支援事業	1	1	1	か所数
基幹相談支援センター	有	有	有	実施有無
基幹相談支援センター	有	有	有	実施有無
等機能強化事業	月	押	押	天心行無
住宅入居等支援事業	有	有	有	実施有無
地域自立支援協議会	1	1	1	か所数

④成年後見制度利用支援事業

判断能力の低下した知的及び精神障がい者で、成年後見制度の利用が必要であるが、 裁判所への申立てを行う親族がいない方が対象となります。成年後見制度利用支援事 業実施要綱に基づき、障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする対象者の方の 成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定手数料等)及び後見人等の報 酬の全部又は一部を助成します。

◇取組み状況

各年度で1人程度の利用となっています。

名称		計画値			実績値		単位
石 柳	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	半位
成年後見制度利用支援事業	3	3	3	1	1	0	実人/年

◇見込量と確保方策

事業の周知を図り、成年後見制度の利用の促進と支援を図ります。

		畄位		
石 柳	6年度	7年度	8年度	半世
成年後見制度利用支援事業	2	2	2	実人/年

⑤成年後見制度法人後見支援事業

後見等の業務を適正に担う人材を育成するために市民後見人等を活用した法人後見 の支援を行います。

◇取組み状況

障がい者法人後見支援事業として山武市法人後見支援事業補助金を交付し、法人後 見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築に努めています。

	計画値				単位		
台 柳	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	半世
成年後見制度法人後見支援 事業	有	有	有	有	有	有	実施有無

◇見込量と確保方策

今後も継続して山武市法人後見支援事業補助金を交付することにより、法人後見の 活動を安定的に実施するための組織体制の構築に努めます。

名称		計画値	単位	
石 柳	6年度	7年度	8年度	半世
成年後見制度法人後見支援 事業	有	有	有	実施有無

⑥意思疎通支援事業

聴覚障がいにより意思疎通を図ることに支障のある身体障がい者等に手話通訳者や 要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

事業名	実施方策
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能の障がいで、意思疎通を図ることに 支障がある障がい者に、手話通訳者や要約筆記者等を派遣す る。
手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能の障がいで、意思疎通を図ることに支 障がある障がい者が相談や手続きの際に意思疎通を図りやすいよ うに、市役所に手話通訳者を設置する。

◇取組み状況

手話通訳者・要約筆記者派遣は、千葉県聴覚障害者協会に業務を委託し、サービスの提供体制を確保しており、実利用者数はほぼ横ばいの状況です。手話通訳者設置は、千葉県聴覚障害者協会に業務を委託し、週1回市役所内に手話通訳者1人を設置しています。

夕銋	名称 計画値				単位		
台 柳	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	半江
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	8	9	10	9	12	10	実人/年
手話通訳者設置事業	1	1	1	1	1	1	設置者数

◇見込量と確保方策

手話通訳者と要約筆記者の派遣事業は、これまでの利用状況を踏まえて計画期間の利用を見込み、千葉県聴覚障害者協会に委託して提供体制を確保します。

今後は、山武郡市聴覚障害者協会等関係団体と連携を図り、利用ニーズの把握と担い手の育成を図ります。また、聴覚障がい者の社会参加を支えるため、千葉県手話奉 仕員・通訳者養成講座などの広報・案内をすることにより、手話の普及を図ります。

		計画値					
台 柳	6年度	7年度	8年度	単位			
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	11	12	12	実人/年			
手話通訳者設置事業	1	1	1	設置者数			

⑦日常生活用具給付等事業

山武市日常生活用具給付等規則に基づき、対象者に日常生活用具及びその取付けに要する費用を助成することにより、障がいのある人の日常生活の便宜を図り、福祉の 増進に努めています。

◇取組み状況

利用実績は、排泄管理支援用具の利用が大部分を占めています。

名称		計画値			実績値		
石 柳	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	単位
介護・訓練支援用具	2	2	2	1	4	3	件/年
自立生活支援用具	4	4	4	8	10	10	件/年
在宅療養等支援用具	2	2	2	1	3	3	件/年
情報・意思疎通支援用具	4	4	4	3	5	3	件/年
排泄管理支援用具	1,511	1,513	1,515	1,399	1,280	1,340	件/年
居宅生活動作補助用具	3	3	3	1	2	3	件/年

◇見込量と確保方策

需要に応じて、日常生活用具及びその取付けに要する費用を助成します。

夕升		計画値					
名称	6年度	7年度	8年度	単位			
介護・訓練支援用具	4	5	5	件/年			
自立生活支援用具	13	15	17	件/年			
在宅療養等支援用具	3	3	3	件/年			
情報・意思疎通支援用具	2	2	2	件/年			
排泄管理支援用具	1,509	1,509	1,509	件/年			
居宅生活動作補助用具	3	4	4	件/年			

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修事業です。

◇取組み状況

養成講習修了者は、令和4年度が7人、令和5年度が5人となっています。

名称		計画値 実績値				計画値			実績値			
台 柳	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	単位					
手話奉仕員養成研修事業	4	4	4	0	7	5	実人/年					

◇見込量と確保方策

事業の周知を図り、コミュニケーション支援の担い手の確保に努めます。

夕銋		計画値		出法		
石 柳	6年度	6年度 7年度 8年度				
手話奉仕員養成研修事業	6	6	6	実人/年		

9移動支援事業

山武市移動支援事業実施要綱に基づき、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で外出に支援が必要な人に対して、個別移動支援型、グループ移動支援型で移動支援を実施します。

◇取組み状況

利用者数は、概ね計画値どおりとなっています。

夕狁	計画値				単位		
名称	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	半世
投動士採車業	16	16	16	15	12	15	実人/月
移動支援事業	112	112	112	109	94	107	時間/月

◇見込量と確保方策

需要に対応するため、ガイドヘルパーの確保に努めます。

名称		出 / :-		
台 柳	6年度	7年度	8年度	単位
投制士控車坐	15	15	15	実人/月
移動支援事業	106	106	106	時間/月

⑩地域活動支援センター事業・地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターで基礎的事業として実施される創作的活動、生産活動に加え、 相談、啓発事業など、地域活動支援センターを核に障がい者の地域生活を促進するた め、地域活動支援センター機能強化事業を推進します。

◇取組み状況

令和3年度までは、市外の民間事業所へ業務を委託し実施しましたが、令和4・5年度は、相談支援事業の一部を移行したため、計画値を下回りました。

名称		計画値				単位		
白	孙	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	半世
+44+241+	市内施設	0	0	0	0	0	0	か所数
地域活動支援センター	いりが他は	0	0	0	0	0	0	実人/月
振じフター 事業	士以坎邦	1	1	1	1	0	0	か所数
尹未	市外施設	155	160	165	168	0	0	実人/月

◇見込量と確保方策

地域活動支援センター事業については、市内に事業所はありませんが、市外の事業 所へ通所する人がいる場合、運営費の補助を行います。

名称		計画値					
石 柳	6年度	7年度	8年度	単位			
地域活動支援センター事業	1	1	1	か所数			

(2)任意事業

①訪問入浴サービス事業

山武市重度心身障害者(児)訪問入浴サービス事業実施要綱に基づき、家庭において入浴が困難な重度心身障がい者に対し、移動入浴車を派遣してサービスを行っています。

◇取組み状況

利用者数は、各年度3人という状況です。

名称		計画値			実績値		単位
石 柳	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	半世
訪問入浴サービス事業	1	2	3	3	3	3	実人/年

◇見込量と確保方策

事業の周知を図り、必要な対象者へのサービス提供に努めます。

		計画値		単位
台 柳	6年度	半世		
訪問入浴サービス事業	3	4	4	実人/年

②日中一時支援事業

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認めた障がい者等を対象に、通所による日中活動の場の提供、見守り、社会適応訓練を行います。

◇取組み状況

利用者数や利用回数は、計画で見込んだほどの利用の伸びには至っていません。

夕折	計画値				単位		
名称	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	半世
	13	14	15	10	15	11	か所数
日中一時支援事業	40	45	50	35	48	35	実人/年
	1,992	2, 112	2, 232	1,877	1,488	1,437	回/年

◇見込量と確保方策

施設入所者が地域生活へ移行する際に必要性の高いサービスのため、委託事業所の 確保と利用者のニーズに応じたサービス提供に努めます。

名称		計画値					
台 柳	6年度	7年度	8年度	単位			
	11	11	11	か所数			
日中一時支援事業	35	35	35	実人/年			
	1,872	1,872	1,872	回/年			

③知的障害者職親委託制度

事業経営者等が知的障がい者を預かり、必要な指導訓練を行うことにより、知的障がい者の雇用定着と自立更生を図ります。

◇取組み状況

知的障がい者又は保護者の意向を踏まえつつ、職親への円滑な委託に努めています。

夕狁	計画値				単位		
石 孙	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	半世
知的障害者職親委託制度	3	3	3	3	3	2	実人/年

◇見込量と確保方策

制度を受託する職親が少ないことから、利用は実績値の概ね横ばいを見込みます。

夕狁		計画値		出仏
台 柳	6年度	半世		
知的障害者職親委託制度	2	2	2	実人/年

④巡回支援専門員整備

発達障がい等に関する知識を有する専門員(臨床心理士・保健師等)による保育園 等の巡回相談を実施し、職員や保護者への助言や、関係機関との連携を支援します。

◇取組み状況

こども園等や放課後児童クラブ等からの要望に応じて、専門員の巡回による支援を 実施しています。

夕牡	計画値				単位		
名称	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	半世
巡回支援専門員整備	151	151	151	151	183	117	延人/年

◇見込量と確保方策

令和5年度より地域生活支援事業の対象事業ではなくなりましたが、引き続き専門 員の巡回による支援を実施します。

⑤自動車運転免許取得助成事業

山武市自動車運転免許取得助成事業実施要綱に基づき、障がいのある人の就労等社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

◇取組み状況

令和3年度に1人、令和4年度に3人の利用となっています。

名称	計画値				単位		
石 柳	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	半世
自動車運転免許取得助成	2	2	2	1	2	0	宝 人 / 年
事業	۷			ı	3	U	

◇見込量と確保方策

利用は、各年度2人程度を見込みます。

名称		単位		
台 柳	6年度	7年度	8年度	半世
自動車運転免許取得助成 事業	2	2	2	実人/年

⑥自動車改造費助成事業

山武市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱に基づき、重度の身体障がい者が自立した生活、社会活動への参加及び就労に伴い、自らが所有し、運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費を助成します。

◇取組み状況

令和5年度に1人の利用となっています。

夕称	計画値				単位		
名称	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	半世
自動車改造費助成事業	2	2	2	0	0	1	実人/年

◇見込量と確保方策

利用は、実績値の概ね横ばいを見込みます。

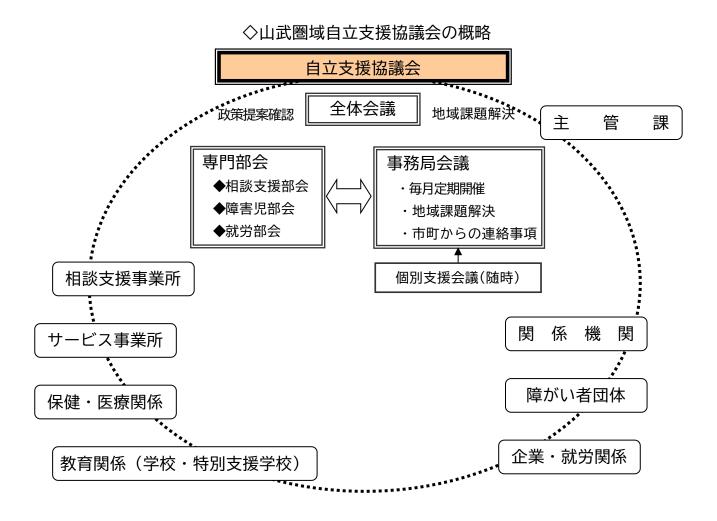
夕牡		単位		
台 柳	6年度	7年度	8年度	半世
自動車改造費助成事業	1	1	1	実人/年

5. 計画の推進

(1)推進体制

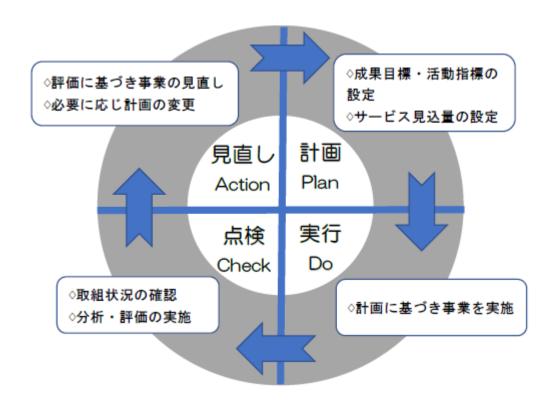
本計画を推進するためには、社会福祉課が中心となって関係各課と随時連携を図りながら、各施策の進捗状況を定期的に把握します。

また、山武圏域の3市3町で、障害福祉サービスに関わる支援ネットワークとして 設置した「山武圏域自立支援協議会」において、障がい福祉に係る相談支援、就労支 援、障がい児支援、地域生活支援等の方策について協議し、幅広い情報交換を行うと ともに、計画推進についての助言を受けることにより、効果的な推進を図ります。



(2)計画の進行管理と評価

本計画の進行管理については、国の基本指針に基づき、PDCAサイクル【Plan:計画・Do:実行・Check:点検・Action:見直し】により、計画を速やかに実行し、評価、改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。





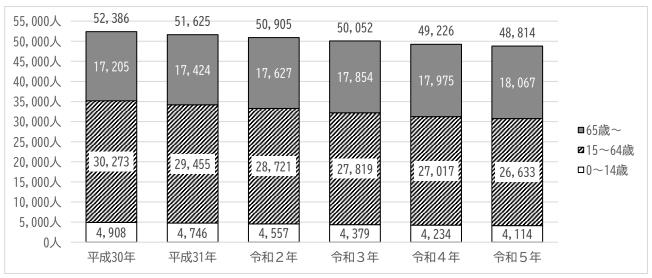
資料編

1. 総人口・人口構成

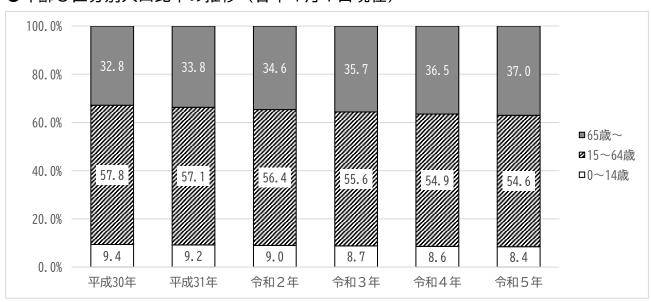
本市の人口は、令和5年4月1日現在48,814人であり、年々減少しています。 平成30年と比較すると、0~14歳が794人、15~64歳が3,640人の減少となっている一方、65歳以上は862人増加しており、少子高齢化が進展しています。

年齢3区分別人口比率は、令和5年4月1日現在、0~14歳が8.4%、15~64歳が54.6%、65歳以上は37.0%となっており、65歳以上の高齢化率が上昇しています。

●年齢3区分別人口の推移(各年4月1日現在)



●年齢3区分別人口比率の推移(各年4月1日現在)



資料: 千葉県年齢別・町丁字別人口(住民基本台帳人口)

※小数点第2位以下の四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

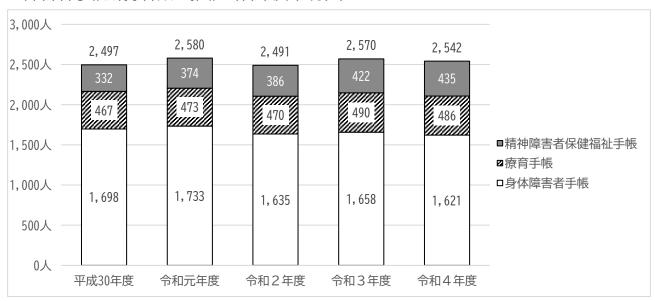
2. 障害者手帳所持者等の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

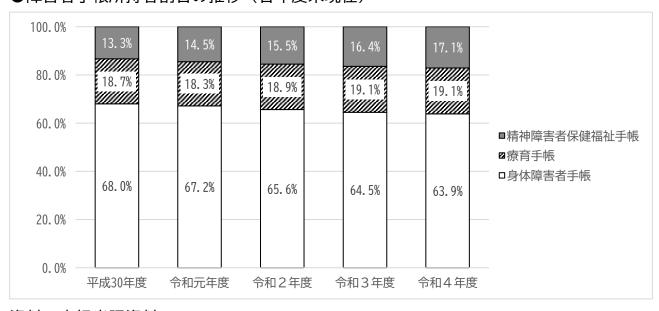
障害者手帳の所持者数は、合計で令和4年度末現在 2,542 人となっており、ここ5年では増減はあるものの概ね横ばいで推移しています。

手帳の種類別では、身体障害者手帳が 63.9%を占め、療育手帳が 19.1%、精神障害者保健福祉手帳が 17.1%となっており、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が上昇しています。

●障害者手帳所持者数の推移(各年度末現在)



●障害者手帳所持者割合の推移(各年度末現在)



資料:市担当課資料

※小数点第2位以下の四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

(2) 身体障害者手帳の所持状況

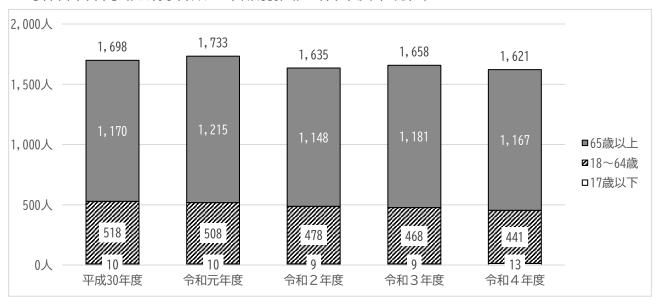
身体障害者手帳の所持者数は、令和4年度末現在 1,621 人となっており、増減はあるものの概ね減少傾向で推移しています。

年齢別では、65歳以上が 1,167人と全体の 72.0%を占めています。

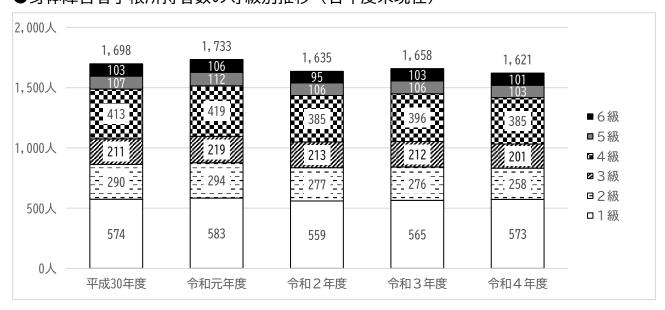
等級別では、1級が573人(35.3%)と最も多く、次いで4級が385人(23.8%)、2級が258人(15.9%)と続いています。

障がいの種類では、肢体不自由が 50.3%、内部障がいが 35.0%となっており、この 2つで全体の 85.3%を占めています。

●身体障害者手帳所持者数の年齢別推移(各年度末現在)

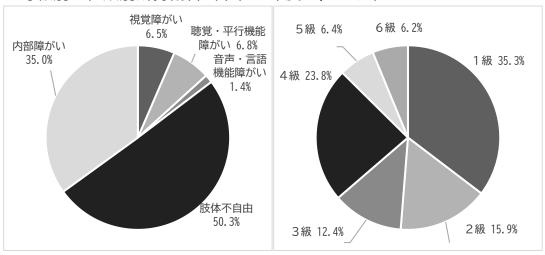


●身体障害者手帳所持者数の等級別推移(各年度末現在)



資料:市担当課資料

●等級別・種類別所持割合(令和4年度 1,621人)



資料:市担当課資料

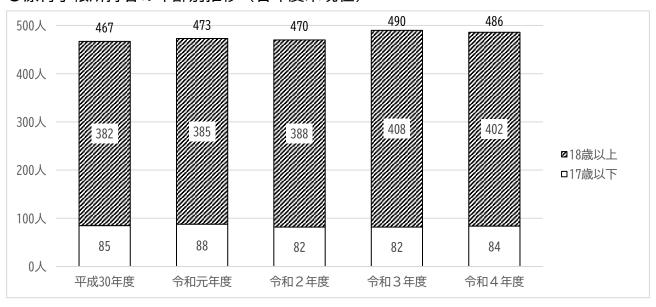
(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳の所持者数は、令和4年度現在 486 人となっており、増減はあるものの概 ね増加傾向で推移しています。

年齢別では、18歳以上が402人と全体の82.7%を占めています。

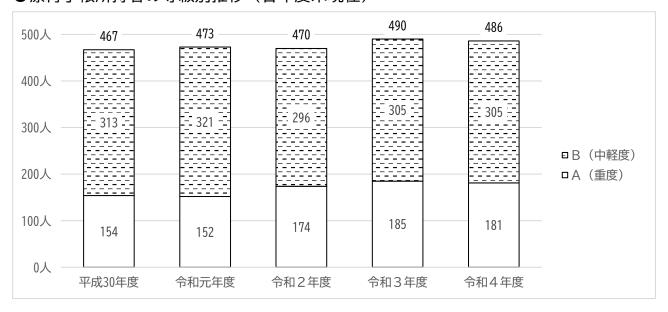
手帳の等級別では、B(中軽度)が305人と全体の62.8%を占めています。

●療育手帳所持者の年齢別推移(各年度末現在)

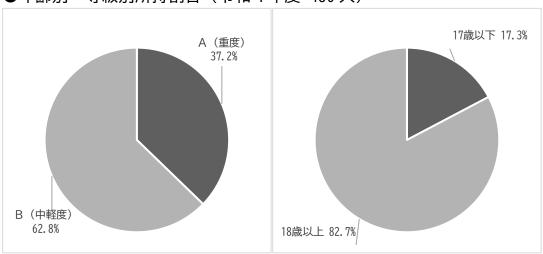


資料:市担当課資料

●療育手帳所持者の等級別推移(各年度末現在)



●年齢別・等級別所持割合(令和4年度 486人)



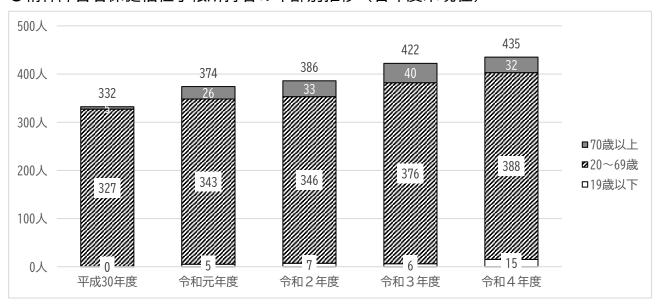
資料:市担当課資料

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

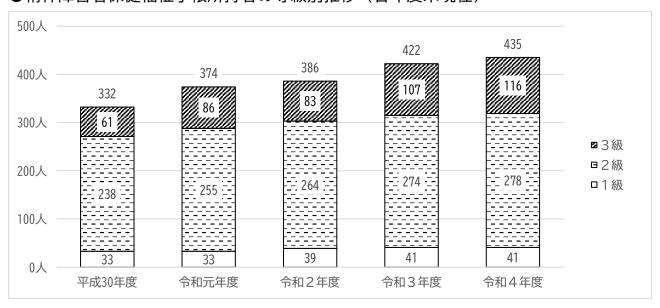
精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和4年度現在 435 人と増加傾向で推移しています。

年齢別では、20~69 歳が 388 人と全体の 89.2%を占めています。 手帳の等級別では、2級が 278 人と全体の 63.9%を占めています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移(各年度末現在)

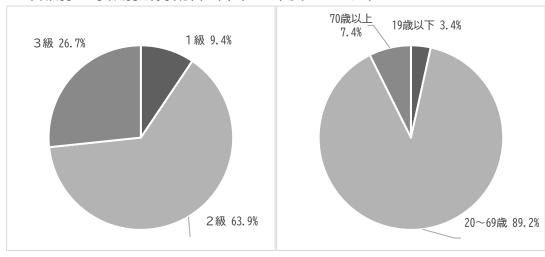


●精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移(各年度末現在)



資料:市担当課資料

●年齢別・等級別所持割合(令和4年度 435人)



資料:市担当課資料

(5)障害福祉サービスの利用状況

障害福祉サービス利用者数は、令和4年度末現在 700 人と増加傾向で推移しています。内訳は、知的障がい者が 227 人で最も多く、次いで児童が 197 人、精神障がい者が 164 人と続いており、特に児童の増加の伸びが顕著です。

●障害福祉サービス利用者数の推移(各年度末現在)

単位:人

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障がい者	106	112	109	104	108
知的障がい者	190	200	219	229	227
精神障がい者	122	132	152	156	164
難病	3	4	5	5	4
児童	111	139	149	177	197
合計	532	587	634	671	700

資料:市担当課資料

(6)指定難病医療費助成制度等受給状況

指定難病医療費助成制度等受給者は、令和4年度末現在 391 人、小児慢性特定疾病 医療費助成受給者は 18 人で、概ね横ばいで推移しています。

●指定難病医療費助成制度等受給者数の推移(各年度末現在)

単位:人

	平成 20. 左鹿	令和 二左麻	令和	令和	令和 4.左麻
	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度
指定難病医療費助成制度受給者	394	391	413	393	391
小児慢性特定疾病医療費助成 制度受給者	27	28	30	25	18

資料:市担当課資料

(7) 医療費の助成

医療費助成件数について、自立支援医療(精神通院医療)は増加傾向で推移しており、自立支援医療(育成医療)、自立支援医療(更生医療)、重度心身障害者医療費助成制度の給付件数は、年によって増減が見られる状況です。

●医療受給者数の推移(各年度末現在)

単位:件

●医療支配有数の理例(日本度不現在)						
種類	給付要件・概要等	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
自立支援医療 (精神通院 医療)	精神保健福祉法第5条に 規定する精神疾患を有す る者で、通院による精神 医療を継続的に要する方 に対し、必要な医療の給 付を行う。	705	752	856	803	853
自立支援医療(育成医療)	身体に障がいのある児童 又は現存する障がい若し くは疾病に対し医療を行 わないと将来に障がいを 残すと認められる児童を 対象に、障がいを除去・ 軽減するための治療に対 し給付を行う。	12	4	3	2	5
自立支援医療(更生医療)	18 歳以上の身体障害者手 帳所持者に対し、社会更 生を図るために必要な医 療の給付を行う。	49	49	40	41	54
重度心身障害 者医療費助成 制度	身体障害者手帳1・2級 の所持者、療育手帳A以 上の所持者に医療費の一 部(保険適用分)を助成 する。	延 20, 362	延 19,519	延 18, 461	延 18,702	延 18,652

資料:市担当課資料

(8)福祉手当

福祉手当は、令和4年度実績で特別障害者手当が 50 人、障害児福祉手当が 15 人、 特別児童扶養手当 44 人、ねたきり身体障害者福祉手当が延 771 人となっています。

●福祉手当支給者数の推移(各年度末現在)

単位:人

	1百数0万至9(日午1文个)	7017				- III · /\
	支給要件・概要等	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
特別障害者手当	日常生活で常時特別の介 護が必要で、身体障害が 手帳1級程度の障がいく重 をでいる者にある を受けるなどの者にある 20歳以上の者。手記 治申請により受給者認定 を受けた者には、2・5・ 8・11月に3か月分ずつ 支給する。	56	51	52	49	50
障害児福祉 手当	身体障害者手帳1級又は 2級の一部や療育手帳係 程度の障がいがあり、常 時介護を必要とする 20 歳未満の児童。手当支給 申請により受給者認定を 受けた者には、2・5・ 8・11 月に3か月分ずつ 支給する。	21	18	18	15	15
特別児童扶養手当	身体障害者手帳1~3級 又は4級の一部や療育手 帳A以上、Bの1程度の 障がいがあり、20歳未 満の児童と生計が同一で ある時。4・8・12月 に支給。	63	63	62	44	44
在宅重度知的 障害者及びね たきり身体障 害者福祉手当	療育手帳の程度がA以上の 20 歳以上の者、又はその者を介護する家族及び自宅において概ね6か月以上ねたきりで、日以上は大手を必要とする 20 歳以上 65 歳未満でる家族。手当支給申請により認定を受けた者。 7・11・3月に支給。	延 804	延 809	延 783	延 758	延 771

資料:市担当課資料

3. 用語解説

用語	説明
 あ 行	
ICT	Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術の
	こと。
アウトリーチ	積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。
アクセシビリティ	年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたど
	り着け、提供や機能を利用できること。
アセスメント	サービス利用者の支援をチームで進めていく上で基本となる、生活全
	般の解決すべき課題(ニーズ)や意向を明らかにするための情報収
	集、分析等の一連の過程のこと。
意思疎通支援事業	地域生活支援事業の一つ。手話通訳者・要約筆記者を派遣する事業、
	手話通訳者を設置する事業、点訳・代筆・代読等による支援事業など
	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通
	を支援する。
一般就労	障がい者の就労の種類の一つ。労働基準法等に基づく雇用関係による
イクエ! 土 ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! !	一般の企業への就労のこと。
移動支援	地域生活支援事業の一つ。障がい者が円滑に外出できるよう、移動を
医在现现在%生士 场	支援する。
医療型児童発達支援	上肢や下肢、体幹の機能の障がいのある児童に対し、児童発達支援や
	治療を行うサービス(令和6年4月より児童発達支援として一元
 医療的ケア児	化)。 病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていく上で
医療的ググ元	
インクルージョン	「包容」や「包含」などの意味の言葉で、障害者の権利に関する条約
	第19条では、「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の
	選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認
	めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会
	に完全に包容され、及び参加すること(full inculusion and
	participation in the community)を容易にするための効果的かつ適
	当な措置をとる」とされている。
インフォーマルサー ビス	公的なサービス以外のサービスのこと。
SDGs	Sustainable Development Goalsの略称で、2015年9月国連で採択さ
	れた「持続可能な開発目標」のこと。
オストメイト	様々な病気や事故などにより、お腹に排泄のための『ストーマ(人工
	肛門・人工膀胱)』を造設した人のこと。
か行	
基幹相談支援セン	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に
ター	関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
協働	住民・市民活動団体・事業者及び行政がお互いの立場を理解し、不特
	定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって、
	対等な立場で努力し共に取り組むこと。

用語	説明
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う
(グループホーム)	障害福祉サービス。地域の住宅(アパート、マンション、一戸建てな
	ど)において数人の知的障がい者や精神障がい者、身体障がい者など
	が、一定の経済的負担を負って共同で生活し、同居又は近隣に居住し
	ている専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常的な支援が
	行われる。
強度行動障がい	自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人
	や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こる
	ため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
居宅介護	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家
(ホームヘルプ)	事、生活等に関する相談・助言等、生活全般にわたる援助を行う障害
	福祉サービス。
居宅訪問型	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知
児童発達支援	識技能の付与等の支援を実施する。
ケアマネジメント	障がい者が社会生活を送る上で必要とする複数のニーズを適切な社会
	資源と結びつける手続き全体のこと。アセスメント(事前評価)、ケ
-1-1-1-1-1-	ア計画の作成・実施、フォローアップなどの支援サービスを行う。
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請にかかる支給決定前に、サービス等利用計
	画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整を行うと
— - 	ともに、サービス等利用計画の作成を行う。
言語聴覚士	ことばによるコミュニケーションに問題がある方に専門的サービスを
上左て111-☆= #	提供し、自分らしい生活を構築できるよう支援する専門職。
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやす
	い知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ること
	ができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援
古るのと終めた時もだい	助を行うこと。
高次脳機能障がい	外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症と
	して生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障
	がい寺のこと。 障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援
1]	障がい有等が打動する際に主し待る危険を問題するために必要な後 護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護、その他行
	護、外山時にありる移動中の月護、弥池及り食事寺の月護、その他们
	動する際に必要な援助と打り障害価値が これ。 障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又
	は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整のこと
	で、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失し
	た又は過度の負担を課さないもの。
個別避難計画	要介護者や障がい者など、災害時の避難に支援を必要とする人につい
1003000 PER 1 FE	て、支援者、避難場所、避難するときに必要な配慮等を記載した計画
	のこと。
 さ 行	
山武市簡易マザーズ	成長や発達に心配のある子どもといっしょにいろいろな遊びや規則正
ホーム	しい生活を繰り返すことにより、心と身体を育てることを目的として
	運営している施設。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行う
	障害福祉サービス。

用語	説明
肢体不自由	身体障がいの一つで、四肢(上肢・下肢)や体幹の機能に障がいがあ
	ることをいう。身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対
	象者が多い。
	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付
カロエアのたべが	与、集団生活への適応訓練等を行う障害児通所支援。福祉型と医療型
	がある。
児童発達支援セン	児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障が
九重九足又版 c o ター	い児やその家族への相談、障がい児を預かる家族への援助・助言を合
	わせて行う地域の中核的な療育支援施設。
	地域生活支援事業の一つ。障がい者等が自立した日常生活及び社会生
口元門石到又汲事未	150g エ/10 文版事業の
	A と
 自閉症	発達障がいの一つで、①対人関係の障がい、②コミュニケーションの
日闭症	発達障がいの ラビ、①対人関係の障がい、②コミュニケーションの 障がい、③限定した常同的な興味、行動及び活動、の特徴を持つ。現
	障がい、③敞足した市間的な興味、打動及し活動、の特徴を持つ。場 在では、何らかの要因で脳に障がいが起こったものとみなされてお
	住では、何らかの安国で脳に障かいか起こうだものとのなされての り、知的障がいを伴う場合、伴わない場合がある。(知的障がいを伴
	り、知时障がいを伴り場合、件わない場合がある。(知时障がいを件 わない場合を特に「高機能自閉症」と呼ぶ。)
市民後見人	17ない場合と特に「周機能自閉症」と呼が。 弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年
中 戊 後先八 	弁護工や可広音工などの負債を持たない、税族以外の印氏による成本 後見人等のこと。
社会資源	後兄八寺のここ。 社会的ニーズを充足する様々な物質や人材の総称。社会福祉では、社
社云貝 <i>I</i> 	社会的ニースを元足する様々な初負や八枚の総称。社会価値では、社 会福祉施設、備品、サービス、資金、制度、情報、知識・技能、人材
	云価性肥改、順の、ゲーレス、貝並、耐皮、情報、知識・技能、八枚 等のことを指す。
社会福祉協議会	号のことを指す。 社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団
化云油似肠	
	体。社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活
	動を1] フ省が参加するものとされており、様々な価値サービスや相 談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の
	向上に取り組んでいる。略称は「社協」。 重度の陰がい者等に対し、民党の藩、同行授護、重度試問の護・行動。
重度障害者等	重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動 授護・失活の護・短期3氏・共同失活の護・白立訓練・就党移行支援
包括支援 	援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援
手 产 計明人推	及び就労継続支援を包括的に提供する障害福祉サービス。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入
	等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時 における移動中の介護を総合的に行う障害福祉サービス。
就労移行支援	にありる惨動中の月霞を総合的に1.7
机力修订又按 	
54.54.4m.4字 145	知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。 一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するととも
就労継続支援	
(A・B型) 	に、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービ
하는 다. 한 차. 다. 나는 한 사. 다. 다. 나는 다. 나	ス。雇用型(A型)と非雇用型(B型)がある。
就労選択支援 	就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障がい者との協
	同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配しままで、政策の政策との表現との手法を活用した主援を行う際実施が出ている。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	慮事項等の整理) の手法を活用した支援を行う障害福祉サービス。
就労定着支援 	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対
	し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所
	により必要な連絡調整や指導・助言を行う障害福祉サービス。

用語	説明
手話通訳者	話の内容やその場で起こっている音を手話に、又は手話を音声に変換
	して伝えるなどの通訳者。厚生労働省の手話通訳士の試験等に合格
	し、聴覚障がい者の社会参加を支援するための専門家。
手話奉仕員	手話を用いて、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活
	動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得
	した者。
手話奉仕員養成研修 事業	地域生活支援事業の一つ。手話奉仕員の養成研修を行う。
障害支援区分	障害福祉サービスの利用にあたり、障がい者の支援の必要度を表す6
	段階の区分(区分1~6:区分6の方が必要度が高い)。区分に応じ
	て適切なサービスやサービスの支給量が決められる。
障害児相談支援	障害児通所支援の申請にかかる支給決定前に、障害児支援利用計画案
	を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整を行うととも
	に、障害児支援利用計画の作成を行う。
障害児入所施設	入所した障がい児に対し、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知
	識や技能の付与を行う施設。福祉型と医療型がある。
障害児福祉手当	20 歳未満の在宅の重度障がい児に支給される手当。
障害者虐待防止セン	市民からの虐待通報や相談を受け付け、障がい者虐待の未然防止と被
ター	虐待者の保護及び養護者への支援を行う機関。
障害者基本法	障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責
	務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、
	障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立
	とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
障害者計画	障害者基本法の規定に基づき、都道府県・市区町村が策定する計画
	で、障がい者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを
	定めるもの。
障害者差別解消法	障害者基本法の基本的な理念に沿って、障がいを理由とする差別の解
	消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障が
	いを理由とする差別を解消するための措置(=合理的配慮の提供)等
	を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障がいのある人も
	ない人も共に暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称 は、「陰寒を恐れたする美型の解説の推進に関する法律・
	は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。 「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民
障害者週間	「障害者週间」は、平成 10 年 0 月の障害有基本法の改正により、国民 の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、
	の間に広く障がい者の価値についての関心と達解を味めることもに、 障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参
	障がい省が社会、程계、文化での他のうゆるガヺの活動に積極的に多 加する意欲を高めることを目的として設定された。毎年 12 月 3 日から
	12月9日までの1週間となっている。
 障害者就業・生活支	
援センター	育等の関係機関との連携の下、障がい者の身近な地域において就業面
3.2.2.7	及び生活面における一体的な支援を行い、障がい者の雇用の促進及び
	安定を図ることを目的とする機関。
障害者自立支援審査	障害福祉サービス費等の事業所の請求受付から市町村の支払まで一連
支払等システム	の事務処理をシステム化したもの。

用語	説明
障害者総合支援法	障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。機能訓練と生活訓練の2種類がある。
自立支援医療	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負 担額を軽減する公費負担医療制度。
自立生活援助	一人暮らしを希望する障がい者等について、必要な理解力や生活力を 補うために、定期的な訪問や随時の対応により必要な支援を行う障害 福祉サービス。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障がい の程度によって、1級から6級までに区分される。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行う とともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する障害福祉サービ ス。
精神障害者保健福祉 手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分される。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人(後見人等)を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。
成年後見制度法人後 見支援事業	地域生活支援事業の一つ。成年後見制度における法人後見活動を支援 するために、法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に 実施するための組織体制の構築等を行う。
成年後見制度利用支 援事業	地域生活支援事業の一つ。障害福祉サービスを利用する知的障がい者 や精神障がい者に対し、権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制 度の利用について必要となる経費の全て又は一部について補助を行 う。
相談支援事業	地域生活支援事業の一つ。障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する。

用語	説明
た た 行	
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、一時的に短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排泄、食事その他の必要な介護等を行う障害福祉サービス。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う障害福祉サービス。
地域活動支援 センター	地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との 交流促進等を行い、障がい者の自立した地域生活を支援する場。当セ ンターの運営は、地域生活支援事業として位置づけられる。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
地域自立支援協議会	障がい者の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、 福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織。主な役割と しては、障害福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必 要とする障がい者一人ひとりの具体的な支援策の検討等。
地域生活支援拠点等	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。
地域生活支援事業	障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業。移動支援事業や、成年後見制度利用支援事業等。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制 を確保し、緊急時には必要な支援を行う障害福祉サービス。
地域防災計画	地域住民の生命、財産を災害から守るため、災害対策基本法に基づき、市町村の処理すべき事務や業務に関し、地域内の関係機関の協力 業務を含めて、総合的かつ計画的な対策を定めたもの。
てんかん	脳の慢性疾患で、脳の神経細胞(ニューロン)に突然発生する激しい 電気的な興奮により繰り返す発作を特徴とし、それに様々な臨床症状 や検査での異常が伴う疾患。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等が外出する際に、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を行う障害福祉サービス。
特別支援学校	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。
特別児童扶養手当	20 歳未満の在宅の重度障がい児の保護者に支給される手当。障がい程度1級、2級を監護、養育している保護者が対象。

用語	説明
特別障害者手当	ねたきりなど常時特別な介護が必要な 20 歳以上の在宅の重度障がい者
	に支給される手当。
な行	
難病	難病法(難病の患者に対する医療等に関する法律)に基づく難病は、
	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な
	疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要
	とすることとなるもの。
	このうち、当該難病の患者数が国内において厚生労働省令で定める人
	数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の
	基準が定まっていることその他厚生労働省令で定める要件を満たすも
	のを指定難病という。
日常生活自立支援事	判断能力の不十分な方々(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい
業	等)を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的
	な金銭管理等を行う制度。
日常生活用具給付等	地域生活支援事業の一つ。障がい者等の日常生活がより円滑に行われ
事業	るための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資する
	ことを目的とした事業。
任意事業	地域生活支援事業のうち、必須事業でないものを指す。例えば、訪問
	入浴サービス、日中一時支援等。
は 行	
発達障がい	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状
	が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並
	びに行動情緒の障がいが対象とされている。自閉症、アスペルガー症
	候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどが含ま
	れる。
発達障害者支援セン	発達障がいのある方に対する生涯にわたる一貫した支援体制の構築に
ター (CAS)	向けて、関係機関との連携をもとに、個別の相談への対応、関係機関
	へのコンサルテーション、普及啓発研修等の事業を行う施設。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的な全ての
	障壁(バリア)となるものを除去すること。
ハローワーク	公共職業安定所の通称。厚生労働省からの指示を受け、都道府県労働
	局が地域の産業・雇用失業情勢に応じた雇用対策を展開している。民
	間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を
	中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担う。
ピアサポート	自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障が
	いや疾病のある障がい者のための支援を行うもの。
PDCA	「Plan(計画)→ Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)」
	という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を
	図る手法の一つ。
避難行動要支援者	障がい者等の防災施策において配慮を要する人(要配慮者)のうち、
	災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。平成25年6月の災
	害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成が義務付
	けられた。
福祉的就労	障がい者の就労形態の一つ。各種施設や小規模作業所等で職業訓練等
	を受けながら作業を行うこと。

用語	説明
保育所等訪問支援	保育所等を利用する障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、 保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする 場合に、保育所等の安定した利用を促進するための訪問支援。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中 において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する障害児通 所支援。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等となり、障がい者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
補装具	身体障がい者の身体の一部の欠損又は機能の障がいを補い、日常生活 や職業生活を容易にするために用いられる器具の総称。主なものとし て、義肢、装具、盲人用安全つえ、補聴器、車いすなどがある。
ま行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され地域で福祉の相談助言活動に従事している者。各地域に配置され、地域に居住する子育てに悩んでいる人、高齢者・障がい者等の福祉に関する様々な相談に応じ、福祉事務所や児童相談所等の各種関係機関への橋渡し等必要な支援活動を行っている。
や行	
ユニバーサルデザイ ン	障がいの有無、年齢、性別などに関係なく、全ての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイスによって提唱された概念。
要約筆記者	難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで 入力した文章で伝えること。
ら行	
ライフステージ	人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期 などに分けた段階。
理解促進研修・啓発 事業	地域生活支援事業の一つ。市町村が実施する、地域社会の住民に対し て障がい者等に対する理解を深めるための研修、啓発イベントの開催 等。
療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある方などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。
療育手帳	知的障害者福祉法により知的障がいと判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。
療養介護	病院等に入院している障がい者に対して、主として昼間に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の世話を行う障害福祉サービス。

4. 福祉関連施設

事業所名	所在地	連絡先	活動内容
山武市福祉事務所 社会福祉課障がい福祉 係	〒289-1392 山武市殿台 296	TEL 0475-80-2614 fax 0475-80-2650	障がい者(児)福祉 サービス全般
山武市社会福祉協議会	〒289-1306 山武市白幡 1627	TEL 0475-82-7102 fax 0475-82-7318	生活福祉資金、ボランティア、心配ごと相談、権利擁護、生活支援の福祉サービス、福祉用具の貸し出し等
山武市簡易マザーズホーム	〒289-1306 山武市白幡 1627	TEL 0475-82-0063 fax 0475-82-0063	児童発達支援、放課 後等デイサービス
成東福祉作業所	〒289-1306 山武市白幡 1627-1	TEL 0475-82-7639 fax 0475-82-7639	就労継続支援B型
山武福祉作業所	〒289-1223 山武市埴谷 1056	TEL 0475-89-5188 fax 0475-89-5188	就労継続支援B型、 自立訓練(生活訓練)
松尾福祉作業所	〒289-1523 山武市松尾町五 反田 3012	TEL 0475-86-7250 fax 0475-86-7250	就労継続支援B型
中核地域生活支援セン ター さんネット	〒289-1345 山武市津辺 252-1	TEL 0475-77-7531 fax 0475-77-7538	相談、権利擁護
山武郡市障がい者基幹 相談支援センター	〒283-0066 東金市南上宿 41-8	TEL 0475-86-6474 fax 0475-86-6475	総合的な相談業務
障害者就業・生活支援 センター山武ブリオ	〒299-3211 大網白里市細草 3215-19	TEL 0475-71-3111 fax 0475-71-3123	就業支援、職場定着 支援、生活支援

5. 山武市障害者計画等策定委員会設置要綱

〇山武市障害者計画等策定委員会設置要綱 平成29年8月3日告示第88号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する障害者計画、障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1 項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規 定する障害児福祉計画(以下「計画等」という。)を策定するため、山武市障害者計画等策 定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画等の策定に関する事項について調査及び審議する。

(組織等)

- 第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 障がい者福祉団体に所属する者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 障がい者福祉又は医療に関わる業務に従事する者
 - (4) 社会福祉に関する活動を行う者
 - (5) 障がい者の就労に関わる者
 - (6) 障がい者に関わる行政機関の職員

(仟期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画等の策定が完了する日までとする。
- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

6. 山武市障害者計画等策定委員会委員名簿

委嘱期間 令和5年7月6日~令和6年3月31日

番号	選出区分	所 属	氏 名
1	### 4 = = = "	山武市身体障害者福祉会副会長	秋葉 利一
2	《第1号委員》 障がい者福祉団体 に所属する者	山武市手をつなぐ親の会会長	若杉 真紀
3		山武郡市精神障害者家族会 (のぞみ会)会長	一ノ宮博子
4		山武市議会文教厚生常任委員会 委員長	長谷部 竜作
5	《第2号委員》 学識経験者	中核地域生活支援センター さんネット センター長	吉井 稔
6		山武郡市障がい者基幹相談支援センター センター長	山岡 功平
7	《第3号委員》 障がい者福祉又は 医療に関わる業務 に従事する者	山武郡市医師会山武市ブロック長	小林 正
8		山武市社会福祉協議会会長	並木 三喜男
9	《第4号委員》 社会福祉に関する 活動を行う者	山武市民生委員・児童委員協議会 会長	布留川 芳子
10		山武市福祉作業所管理者 山武市簡易マザーズホーム管理者	鈴木 みゆき
11	《第5号委員》 障がい者の就労に 関わる者	障害者就業・生活支援センター 山武ブリオ センター長	押尾 渓介
12	《第6号委員》 障がい者に関わる 行政機関の職員	千葉県山武健康福祉センター 地域福祉課長	熱田・穣一

※所属は令和6年3月末時点

7. 策定経過

日付	内 容
令和5年8月	「福祉に関するアンケート調査」実施
令和5年7月6日	第1回山武市障害者計画等策定委員会
令和6年1月18日	第2回山武市障害者計画等策定委員会
令和6年2月1日 ~3月4日	パブリックコメント
令和6年3月8日	第3回山武市障害者計画等策定委員会



山武市

第4次障がい者計画・

第7期障がい福祉計画・

第3期障がい児福祉計画

発行日: 令和6年3月

編集: 山武市 保健福祉部 社会福祉課

発行者 : 山武市

住 所: 〒289-1392 千葉県山武市殿台 296

TEL: 0475-80-2614